

1. 議事日程第2号

(平成22年第2回大口町議会定例会)

平成22年3月5日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	岡 孝夫
5番	宮田 和美	6番	酒井 廣治
7番	丹羽 勉	8番	土田 進
9番	鈴木 喜博	10番	齊木 一三
11番	吉田 正輝	12番	木野 春徳
13番	倉知 敏美	14番	酒井 久和
15番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地域協働部長	近 藤 定 昭
地域協働部参事 兼 環 境 課 長	杉 本 勝 広	健康福祉部長	村 田 貞 俊
建 設 部 長 兼 都 市 整 備 課 長	野 田 透	総 務 部 長 兼 政 策 推 進 課 長	近 藤 則 義
生涯教育部長	三 輪 恒 久	生涯教育部参事	鈴 木 一 夫
生涯教育部参事 兼 生 涯 学 習 課 長	松 浦 文 雄	会 計 管 理 者	星 野 健 一
町民安全課長	前 田 正 徳	地 域 振 興 課 長	平 岡 寿 弘
戸籍保険課長	掛 布 賢 治	福 祉 こ ど も 課 長	馬 場 輝 彦
保 育 長	中 野 幸 子	健 康 生 き が い 課 長	宇 野 直 樹

建設農政課長	鵜飼 嗣 孝	行政課長	江口 利 光
税務課長	河合 俊 英	学校教育課長	近藤 孝 文
生涯学習課主幹	櫻井 敬 章	監査委員事務局長	近藤 勝 重

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島 幹 久	議会事務局 次長	佐藤 幹 広
--------	--------	-------------	--------

開議の宣告

議長（齊木一三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

議案に対する質疑

議長（齊木一三君） 日程第1、議案に対する質疑を行います。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第9号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 職員の一般職の皆さんの給与のカットをされるということですが、年収に換算するとそれぞれ、期末手当も含めて、幾らになるのか。それから、退職金についてはどのように変化するのか、お伺いします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 年収に換算すると幾らになるかということですが、給料だけでいきますと、町長が1万9,000円でございますので22万8,000円、それから副町長が1万5,000円の減額でございますので18万円となります。これにつきましては、今、単純に給料月額だけで行いましたので、期末手当については今含めておりません。

退職手当の影響額については、今、ちょっと試算しておりませんので、また後ほど試算してお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 年収でもきちんと計算した後で説明いただきたいと思っておりますけれども、町長にお伺いしておきますが、今、名古屋市長が年収800万円にして、議員の報酬もその程度

にして議員を半分にしろと言っておりますけれども、私は、町長や副町長という地位にある方に対しては、一定の経済的な保障をきちんとするということが大事なことだというふうに思っておりますけれども、名古屋市長などの見解に対して、有権者の皆さんは、私はどのような反応をするのかなと注目をしているところですけども、どんなふうに考えておられますか。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 私からお答えさせていただきます。

今回のことにつきましては、報酬審議会の答申をいただきまして、その答申は尊重するとするものの、一度過去の報酬の増額・減額を調べてもらうように依頼をしたところ、平成10年から特別職の報酬については変わっていないということでありました。一方で、一般職の職員については、2.08%給料が下がっておるといような状況がありまして、そういう中で特別職だけがそのままおるわけにはいかないだろうということで、今回は特例条例ではなくて、もとの条例で改正をさせていただきました。ということは、町の施策として考えていただきたいということでもあります。

今、名古屋市の議員さんの報酬が云々されておりますけれども、私個人は、非常に大衆迎合的な話であって、こういったことが通例化すると、普通選挙制度の根幹にもかかわってくるのかなと。お金のある人しか選挙に出られないということであれば、昔の戦前の制限選挙に実質的に戻ってしまうような、そんな内容を含んでおるのかなと思っております。そういう意味で、今回は町の施策として上げさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第9号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第10号 大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 説明の中に、本人から強い申し出があったと、引き下げるようにね。その強い申し出というのは、一体どの程度強い申し出をすると引き下げるのか。逆に言ったら、強い申し出をすれば引き上げることだってできるじゃないですか、そんな説明だったら。じゃあ引き上げてくれと言われたらどうするんですか。ここにはやっぱり一定のルールがなければならぬと思うんですね。教育長というのは、私はこれは一般職と同じだと思うんですね。扶養があれば扶養手当等もつく。そういう一般職でありますので、これは本人の強い申し出があ

ろうとなかろうと、そういうあいまいな基準でもって、それで上げたり下げたりするということは、これは他の一般職との均衡がそれこそ損なわれるんじゃないかなというふうに私は思うんですよ、そういう意味では。ですから、そこは考慮されたんですか。今、特別職については政策だと言われたわけだけど、教育長については一般職ですよ。それも政策なんですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

確かに吉田議員がおっしゃられるとおり、法律上、教育長先生は地方公務員法上、一般職というふうになっております。ただ、教育長先生の給与につきましては、教育公務員特例法第16条というのがありまして、そこに、一般職に属する地方公務員の給与等の条例とは別個に、町の条例で定めなければならないというふうになっておるわけでございます。それを受けるような形で、過去にも行政実例というのが出ておりまして、教育長は地方公務員法上の一般職とされているわけでございますが、教育長の給与につきましては、職務と責任に応じたものでなければならないということで、これが定められた地方公務員法の第24条によりまして、一般職の給与とは別個に考慮して定めておるものでございまして、そんなような根拠に基づいて、どこの市町も設けておるといふふうに思いますので、必ずしも吉田議員が言われるように、一般職の私どもとの給与の均衡という視点では全くないというふうに私は思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 例えば、国家公務員でも行政職1表を使ってみえる。要するに、一般的に言う一般職ですね。その給料表がなくなるとどうなるのかということ、そこからまた特別な審議官だとかそういう上の位になってくると、また特別な給料表がその中で備わってくるんです。だから、そういう意味では、一般職であるけれども、また特別な給料表が備わってくるという点でいくと、教育長というの是一般職の給料の中で最高の給料を払いなさいよ、それ以上の給料を払いなさいよということ、一方で、要するにそういう特別な法律を使って決めているんですよ、もともと。そういう意味合いが、国家公務員と準拠して、そういうものになっているんじゃないかなというふうに私は理解しているんです。だけど、そういうことであるわけですけども、しかし、本人から強い申し出があつて下げるとか上げるとかということは、これは何を基準にして上げるのか下げるのか。じゃあどの程度下げるのか。じゃあ上げてほしいと言われた場合、どの程度上げるのか。これは基準がないですよ、そういう意味では。

例えば、さっき言った国家公務員で一般職の給料表じゃなくなってしまう、もっとさらに高い地位につかれた人たちは、また別の給料表を使ってみえるんですよ。それでまた年々上がっていくような形に実はなっているんですよ。だけど、町の場合でいけば、一たんその金額が

決まってしまうと、今度は定期昇給も何もないことになっちゃいますよね。そういう意味では、ここがまた一般職とは違うものではないかなあというふうに思うんですよ。だから、例えば国家公務員等々と本当に準拠させていくとすれば、僕は定期昇給等があってもしかるべきじゃないかなあというふうに思うし、一定のね。そういうのもない中で、強い申し出があれば、ああそうですかといって引き下げるというのも、一体何をもって引き下げるのかということが、私はこれは説明がつかないんじゃないかなというふうに思うんですね。

今後も、長屋先生がそうやって申し出られたわけですけども、その後、どなたが引き継がれてやっていかれるかわからんけれども、そのずっと後ね。また強い申し出があれば、また上げたり下げたりするんですか。基準がないことになってしまいますので、やっぱりそれは一定の基準を設けるべきじゃないかなというふうに私は思うんですけどね。どうなんでしょう。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） この件について、私からちょっと回答させていただきます。

先ほど申し上げましたように、私の給料については特別職の報酬審議会の答申というようなことで答申を受けまして、それを尊重しつつも、過去をちょっと調べてもらいましたところ、先ほど申し上げたように、平成10年からの中で一般職が2.08%給料が下がってあるというような状況がわかりまして、それに準拠をするということで、そういう根拠で私どもの給料は減額をさせていただいたということであります。教育長先生につきましては、この間、大口町として、特別職の報酬審議会の審議の対象にはなってはおりませんけれども、特別職の給料に連動した形で報酬の増減がされてきたという経緯があるという中で、教育長先生からの申し出もあって、今回、こういう議案を提出させていただいたということでもありますので、大きな声で力んだとか、だだをこねたということではありませんので、そのあたりを御理解をいただきたいと思えます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 先ほど、後ほど回答をさせていただくということでさせていただきました退職金の影響額の金額でございますが、今、試算をしていただきまして、まず町長ですが、給料は先ほど報告させていただきました。それから手当が、期末手当でございますが、この1万9,000円をベースにして、役職加算と、11月の議会で減額しまして、3.1ヵ月を掛けますと8万5,405円。それから退職手当でございますが、掛金が減少する関係で、受取額が当然減少してくるということで、この影響額が8万2,080円と。これも後で、正式にやると若干違うかもしれませんが。それから副町長でございますが、手当につきましては6万7,425円、それから退職手当につきましては3万9,600円という影響額が出てくるということでございます。以上です。

議長（齊木一三君） 議案第10号について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第10号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第12号 大口町明日のまちづくり基金条例の制定について、質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） まず、記憶力がなくなってお尋ねしますが、ふるさとづくり基金というの也有りますが、頭の中がごちゃごちゃですので、まちづくり基金とふるさとづくり基金の違いをまず教えてください。それから、まちづくり基金というのは、いわゆる前から言っているNPO団体等の活動拠点を主な対象としているんですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） まず、平成11年にふるさとづくり基金の条例ができておるわけございまして、条例と条例施行規則というのがございまして、条例施行規則を見させていただきますと、この事業の内容については5項目ほど上がっておるわけです。その中で見てみますと、主にふるさとづくりの基金につきましては、どちらかといえば、全部ではないんですけど、ソフト事業が主体であるかなというふうに思っております。中には、一部ございまして、ハードのところもあるかと思っております。今回、提案をさせていただきましたまちづくり基金条例につきましては、大口町が主体であるハード事業ということで、大きな違いがあるのかなあということでございます。

それからあと、ふるさとづくり基金の中でのNPO団体の活動拠点というのが基金条例の2条の1項の4号で、まちづくり活動を行う団体の活動拠点を整備する事業というようなことで上げてあるわけですが、これがどちらかといえばハード事業に該当する部分ではないのかなあということでありまして。大きな違いというのは、そういうところでないかなあということでございます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 要するに、将来のまちづくりに資するというのは、NPOやそれに類する活動拠点の建設ということが主な内容であって、例えばさつきヶ丘の集会所というようなものは対象外ですか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 御発言のとおりでございます。対象外となります。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 地域や住民の必要性ということで言いますと、地域の拠点施設はそういうものの対象外だと。いわゆるまちづくりに資するというものに値しないという考え方ですかね。将来のまちづくりに資する公共施設というのは、NPO的な団体に限るんであって、地域の拠点施設というような施設はそれの対象外だという物の考え方は、ちょっと私はどうかなと思うんですが。それはなぜそういう区分けをして考えるんでしょうかね。

議長 (齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長 (近藤則義君) 今の御質問でございますけど、御意見の考え方については何も否定するものではなくて、その基金を使う使わないというのは別なものであって、事業を行っていくことについて、町が支援していくというんですか、支出することについては、何ら問題ないというふうに思っております。

議長 (齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) 今の話は、地域の集会所等、建てかえ等があれば、この基金は使わんけれども、要するに町のほかの予算で規定どおりまた見ていきますよというような答弁だったんだらうなあというふうに、今、伺っていて理解したわけですがけれども、私も田中さんと同じことを思ったんですけれども、まちづくり基金とふるさとづくり基金と、非常に私は内容的にも似ているもんじゃないかなというふうに思うんですね。わざわざふるさとづくり基金というのがあるにもかかわらず、まちづくり基金というのをつくらないかん根拠が非常に私はわかりにくい、そういうふうに思いました。

それと、まちづくり基金の積算はどういうふうに積算していくんでしょうか。一定のルールに従って、毎年毎年、積み立てていくんだらうなというふうに私は思うわけですがけれども、その積算根拠等も何か示されているわけでもなさそうですし、いきなり予算書の方を見ると5,000万ぐらいだったですか、5,500万だったか5,000万ぐらいだったと思うんですが、そういう予算がどかっと出てくると。その中でも、今ある施設を維持していくためにも使っていくんだというようなこともこの基金の中で書かれていますよね。そういう意味では、維持していくために一定の減価償却的なものの考えもあって、それでこの基金を積み立てていくのか、その部分も含めて積算しているのか。そこら辺、どういうふうに積算しているのかということですね。これを教えていただきたいんですが。

あと、これはハード的なものに使うんだということなんだけれども、具体的に一体何をつく

りたいもんだから、何かつくりたいものがあるもんだから積み立てるわけでしょう。違いますか。そうしないと、別に財政調整基金で積み立てたっていいんだもんね。具体的に何をつくるために積み立てたいんですか、それを教えてください。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 明日のまちづくり基金につきましては、第2条にもありますけれども、一つには公共施設の建設事業、二つ目には公共用地の取得とか公共施設の改修事業ということであります。そういう意味ではハードでありますけれども、ですから先ほどのふるさとづくり基金、あれはどちらかといいますとソフト事業に備えた基金ということであります。今回のこのまちづくり基金ですけれども、例えば大口町で、今回も出ていますけれども、次の委員会協議会なんかでも話題になると思いますが、道路敷とか水路敷を払い下げをしますね。あれは財産を売るわけですけれども、大口町としては、今、財産を売って急場をしのご状況にはないんですが、住民からの要望で必要なくなった財産の払い下げをしていくということがあります。その収入をそのまま、やはり次の新しい財産を取得するときに充てていくべきではないかということで、そういったものをひとつこの中に入れていきたいということがあります。それからもう一つ、地域手当の減額分が8,000万ほど財源としてあるわけですけれども、そのうちの5,000万ほどをこの基金に積んでいく中で、将来的には、特にこれから非常に大きな負担になっていくのではないかなと思っておりますのは、新川流域の調整池の工事がこれからあるわけですけれども、そういったものにはかなり財源が要るので、そういったものにも備えていきたいなあということで、基金の設置を今回提案をさせていただいたということであります。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） そうすると、このまちづくり基金というのは、当面、使う先というのは、今言われるような新川流域の洪水対策といいますか、貯水池といいますか、そういった対策にこれから充てていくんだと。どっちかという、災害対策的なものになるんですか。どうなんですか、そこら辺。ちょっとよくわからんですが。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 災害対策ということではなくて、例えばそういったことにも充てていきたいということ、この条例案を検討する過程で議論をしたということですので、その例として、今、ここでお話をさせていただいたわけです。新川流域の調整池等の建設ということ、これは一つの例でありまして、災害対策ということではなくて、公共施設の建設事業ということにとらえていただきたいと。そういう意味の新川流域の調整池の設置ということで考えていただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 吉田正議員。

1 番 (吉田 正君) ますますこの基金の趣旨がわからなくなってきちゃったんですけど、公共施設の建設というのは非常に幅広いものがありまして、じゃあ今、学校建設のための基金もありますよね。これも一つ、公共施設を建設するための基金でありますし、そういう意味では、目的がはっきりしていない。そういう基金なんだなあということを、使い道がね。そこら辺が具体的になっていない。そういう基金だなあというふうに思うんです。むしろ地域手当が 8,000 万円ある。それから町長も給料を削った。そういったものを一般会計の中にどぼんと全部ほうり込むんじゃなくて、まずこれを要するに貯金として別個に蓄えておこうと。それがもとの発想なんじゃないんですか。だけど、基金というからには使い道をはっきりさせていかないと、やみくもに積み立てればいいというものでは私はないと思うんですね。何のために使うのかということがはっきりしないような基金というのは、それは財政調整基金に組み入れれば、私はそれで事足りると思うんです。公共施設の建設のために使うんだ。だけど、具体的な公共施設の名前が出てこないのであれば、それは財政調整基金に組み入れたって、それは別に何にも問題がない。それをあえてまちづくり基金ということで分ける根拠がもしあるとすれば、財源にあるなということはあるわけですが、しかし、基金の本来の目的とは、またそれは外れるんじゃないですか、実際には。基金というのは、使う目的をはっきりさせたものが私は基金ではないかなあというふうに思うんです。そこら辺はどういうふうに検討されたんでしょうか。

議長 (齊木一三君) 町長。

町長 (森 進君) 今、議論をいただいております大口町の明日のまちづくり基金であります。設置につきましては、提案をさせていただきました条例の第 2 条にあります。具体的には、将来のまちづくりに資する公共施設の建設事業であり、また公有地の取得または公共施設の改修事業であります。例えばというお話をさせていただくと、それだけかという話になってしまうんですけれども、例えば将来のまちづくりに資する公共施設の建設事業につきましては、先ほども副町長が言いましたように、東海豪雨を教訓に、新川の上流のまちとして、直接河川へ放流することなく、町の域の中で貯留をするというような施設が、実は余野の公園の中に 1 ヶ所つくったわけではありますが、まだこれがその目標を達成しておるような状況ではなくて、こういうものをまだ町内に幾つか設置をして、それをクリアしなければならないという事業がございます。

それから、二つ目の公有地の取得につきましては、御承知のように、町はかなり今、借地を抱えておりまして、この借地についても、本人さんのあくまでも申し出を受けてというスタン

スでありますけれども、そういうものの取得についても、今後、取り組んでいかなければならないというふうに思っていますし、もう一つは、先ほど来、3月の頭に、長年、四十何年も続きました大口町土地改良区が無事に清算をされまして、大口町土地改良区が名実ともに解散ということになりました。この土地改良、760ヘクタールばかりの土地改良事業を大口町全域にわたって実施をしていただいたわけですが、そのときに整備されたものが、正直、特に用水関係とかそういうものですが、もう以前から水が漏ってしまうというようなお話は土地関係者の方からお聞きをしておるケースがありまして、同じ時期にほぼ整備をしていますので、やるとなれば、ほぼ同じ時期にやらなければならないというようなことも考えられます。そういうものにも、この基金の財源としては充当をしていきたい。毎年、行政としてやらなければならないものプラスそういうものについての対応をこの基金でしていきたいという趣旨で、今回、基金条例の設定をお願いしました。

また、この基金条例の原資につきましては、先ほど来、説明をしております、今回の地域手当の廃止に伴います財源を充当していきたいというふうに思っています。これは、なかなか職員の給与体系というのが住民の皆様にはわかりにくい部分がありまして、減額になって、それがどういふふうになっていったかというのが非常に説明しにくいという部分もありまして、そういうものを基金で一部蓄えをして、住民の皆さんに、一つでも二つでも要望にこたえていくような形での原資にしていきたいという趣旨で設置をさせていただくものでありますので、よろしくをお願いします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第12号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第13号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第9号）の質疑に入ります。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 21ページのところの政策推進費の中に、時間外手当が60万円減額されていると思うんですが、たしか私の記憶では100万円ぐらい時間外手当を増額したようなところが、私、ここの政策推進費が何かじゃなかったのかなというふうに思ったんですが、私の記憶間違いだったらごめんなさい。ふやしたはずなのにまた減額というのは、これは一体どういうことなのかなあというふうに思いまして、ちょっとお尋ねをしておきます。

それから、42ページのところの生活雇用支援ということで 625万円というのが、約ですけども、ありますけれども、これは要するに人件費が余ってきたということなんですけど、人

を雇わなかったのか、希望者がなかったのか。一体これはどういうことなんでしょうか。

それから、52ページから五十七、八ページぐらいにかけて教育予算があるんですけども、小中学校の光熱水費のことでお尋ねしておくんですが、光熱水費というのは小中学校、ぎりぎりなのかなあということ、この間うちちょっと感じたわけです。この間も子ども会が小学校の体育館を使って、6年生を送るお別れ会というのをやられたようなんですが、暖房が入らないということもそのときにお伺いしたんですね。多分、光熱水費もぎりぎりでは組んでいないもんだから、なかなかお別れ会のときに暖房が入らないのかなあというふうに思ったわけですけれども、こちら辺はどうかようなんでしょうか。

それからあと、大口中学校の校歌の作成委託料の50万円の減なんですけど、200万円ぐらい組んであったんですかね。校歌をつくるために、たしか。50万円減額ということなんですけど、何かの理由があって安く上がったのかもしれませんけど、その安く上がったのは一体どういうことなのか、お教えいただきたいと思います。

それからあと、58ページのところに図書館、臨時職員で190万円減額ということなんですけど、これは図書館の司書の方を、予算上の人数が確保できなかったのかどうなのか。これはどうして190万円も減額になるのか、ちょっとお教えください。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 一番最初は、時間外勤務手当はたしか100万ほど増額になっておったのではないかなということで御質問でありましたんですが、今、調べてみましたら、11月補正でございますが、款項目が2.1.8でございますして、目が住民自治費で128万1,000円追加をさせていただいております。その金額ではないかなというふうに思います。執行状況でございますが、今、ちょっとはっきりわからなくていかんですが、2月分は入っているかと思うんですが、約84%ほどの執行率ですので、大体順調に消化しておるといいますかね、いっておるかなというふうに思います。以上です。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 一般失業対策費につきまして御質問をいただきました。

特に臨時職員の関係でございますけれども、当初予算では6ヵ月の雇用期間で8人を、2回募集をするという形の中で予定をさせていただきました。2回につきましては、それぞれ犬山、春日井、一宮のハローワークを通じて募集をさせていただきましたが、実際のところ、応募者がなかったと、少なかったということでありますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 吉田正議員の御質問にお答えさせていただきます。

小中学校の光熱水費の件ですけど、子ども会がお別れ会で体育館が使われたという話で、暖

房が入らなかったということですが、私どもはその事案についてお聞きはしておりません。ただ、暖房費については十分持っておりますので、どんな経過で暖房が入らなかったかというのは、今後、学校へ問い合わせ聞いておきたいと思います。

それから、大口中学校の校歌作成費の減につきましての経過について、お答えさせていただきます。予算そのものは250万お願いしましたところなんですけど、去年の平成21年5月7日に、東京都の杉並区にあります有限会社タムオフィス、代表取締役が谷川俊太郎さんの御子息であります谷川賢作さんが代表を務められます会社と委託契約を結んでおります。その内容につきましては、大口中学校の校歌を作詩作曲してほしい。その条件といたしまして、2部の混声合唱であるもの。それから楽譜を3部いただいて、うち1部については直筆のサインをお願いしたいと。これは学校内に掲示しておくということで、そのようなお願いをさせていただきました。それから3番目といたしまして、作品の著作権は大口町にいただきますということでございます。

なお、校歌の披露については、別途協議させていただくということであります。なお、この校歌の披露につきましては、昨年12月17日に校歌の披露を行っております。

なお、作品につきましては、学校の先生方が骨折られて、独自でコピーされて、それを在校生並びに卒業生は兄弟を通じて、兄弟のいない方につきましては郵送ということで配布してみえますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 図書館長。

生涯学習課主幹（櫻井敬章君） 吉田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

賃金が190万9,000円の減になって、人数は減ったかどうかということの質問に対してですが、人数は減っていませんが、週40時間勤務を見込んだ者が週24時間勤務しかできなかったためということと、もう一つは、7月下旬から臨時職員が病欠されまして、約2ヵ月勤務されなかったことによって減額になりました。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 生活雇用支援の関係なんですけど、今、6ヵ月雇用期間で2回募集したけれども、応募者がいなかったのか、少なかったのか。少なかったんだね、恐らく。応募者が少ないということは、それは何らかの原因が私はあるんだろうというふうに思うんですね。例えば、時給の点ではどうだったんでしょうか。それからあと、6ヵ月間雇用された後、今の求人倍率を見ても非常に低いですよ。0.5を切るか切らんかぐらいなわけでしょう。そうすると、大口町の臨時職員に応募したとして、6ヵ月間雇用をされて、じゃあその後はということになってくると、すぐもう次の仕事を探さないといけませんよね、この6ヵ月間の間に。こ

それは非常にそれはそれで過酷な条件ではないかなあというふうに思うんですね。1回は延長で
きるんですけど、どういうふうでしたか。そこら辺は私、今、記憶にはないんですけども、
6ヵ月間というのは安心して働けるような条件では、私はないなというふうに思います。そう
いう意味でも、もう少しこの雇用期間を延ばしていただく。雇用保険をもらえる最低限度でい
いわということじゃなくて、やっぱりもうちょっとこの雇用期間を延ばしていただく。そうい
うことも考えていただかないといかんのかなあというふうに思います。

それから、前、11月のときでしたか、私、指摘させていただいたんだけど、臨時職員で
も期末手当を出してもいいんですよね。人事院勧告ではそういう勧告も出てきたわけです。例
えば、夫ないしは妻の扶養家族になっている。扶養の範囲内で仕事をやればいいという人なら
期末手当等がなくてもいいかもしれませんが、こういう生活雇用支援というものに応募
してくる人に対して、それを全く町で今やっている臨時職員と同じような待遇では、やはり
なかなか応募しにくいんじゃないかなというふうに私は思うんですね。私は、臨時職員であ
っても、雇用のあり方というのは均等でなければならないというふうに思うんですね。そうい
うのもあって人事院勧告でも、1年前でしたか、2年前でしたか、の人事院勧告でそういう勧告
が出ているんですけども、期末手当を出してもいいという。それが大口町ではまだやられて
いないもんですから余計言うわけですけども、そこら辺のことも検討されたらどうなんでし
ょうかね。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 今、吉田議員から御指摘をいただきました緊急雇用対策の關係
でございますけれども、まず臨時職員におきます応募が少なかったという点でございますけれ
ども、実際のところ、大口町でなければならないというような方も少ないというか、県下挙げ
て、また県外も含めて、そういう対象はあるわけなもんですから、そういう中で、私どももぜ
ひともそういう形の中でお役に立ちたいということで、ハローワークを通じて求人を行ったわ
けでございますけれども、現実的にはそういう形であったと。ただ、採用に当たりまして面接
もさせていただいております。そうした中で、私どもがまずもってお伝えをしたのは、私ども
町の方の臨時職員として、これは恒久的に求職につながるものではないと。あくまでも次の求
職活動に向かったのつなぎであるという点で、この6ヵ月の旨を御理解をいただいて、お勤め
をいただいております。そうした中で、実際にその中で求職活動をいただきま
して、新たな職に旅立たれた方も2名、3名と見えますので、何らかの形の中でお役に立てた
んじゃないかと思っております。そうした中で、皆さん、思いは高い給与体系がいいんだと思
いますけれども、私どもが提示をさせていただいたものにつきましては、不満だとかいうよう
なことではなくて、逆にこの期間、短期ではありますけれども、そういう部分につけるという

形で御理解をいただいておりますというのが現状でございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1 番(吉田 正君) 町の努力は努力で、私は別にそれをとやかく言うつもりはありません。それはそれで努力していただいておりますことは理解しておりますわけですが、しかし、やっぱり6ヵ月というのは、非常に今、この不況の時期に、6ヵ月間で仕事を探して、次のところへ行ってくださいというのは、非常に私は過酷過ぎるなというふうに思います。現に私も何人が仕事探しをしてみえる方がおられましたので、ハローワークに行くと大口町もこういう求人をやっておるよということもお話をさせていただいた人も何人かあるけれども、吉田さん、6ヵ月間の間に次を探さないかんということになると、そこでまた求職活動と。できたら正社員に自分になりたい。そういう人たちというのが、今、ほとんどなんじゃないでしょうかね。だから、そういう意味では、これはあくまでもつなぎですよということなんですけれども、しかし、つなぎはつなぎで、そういう趣旨であるということも理解してもらえばいいわけなんですけれども、しかし、6ヵ月というのはちょっと短過ぎるんじゃないかなと私は思うんです。だから、せめて1年ぐらいこの雇用期間を設けていただければいいかなあと。そうすると、もう少し応募もふえてくるのではないかなあというふうに私は思いますので、一度そこら辺のところを検討していただければいいかなあ。

議長(齊木一三君) 副町長。

副町長(大森 滋君) 実は、この制度を昨年1月につくったわけですが、その際に、各市町も同じようなことをやっておるところがありまして、いろいろ調査をした結果、大体3ヵ月ぐらいが多かったですね。大口町としては6ヵ月。先ほど言われたような雇用保険等の関係もあって、6ヵ月でいこうということで決めさせていただいて進んできておりますので、当時、始まったときには本当に緊急の避難的な制度であって、例えばテレビなんかでもやっていたが、旅回りの一座で、とにかくそこへ来てもらえれば、給料はほとんど出んけれども、寝泊まりして、食事は何とか出せますよというふうな、そういったような採用がテレビ・新聞でも報道された経緯がありますけれども、そういった状況の中で制度としてつくってきたものであるということを理解していただきたいということと、やはり6ヵ月でだめなら1年ということで、それで延ばしてもらうよりは、その6ヵ月の間に承知をさせていただいて、次の職を見つけていただくということが必要かなということを考えております。

募集人員が少なかったということの一つには、職につきながら仕事を探すよりも、雇用保険をもらえる人については雇用保険をもらいながら職探しに専念した方がいいというような判断もありますので、大口町の制度としては整えてはおりますんですけど、それを長くすることによ

て、必ずしも職探しに専念できるかという点、一概にもそうではないような気もいたしますので、6ヵ月というのは、ほかの自治体との比較からいっても、それから雇用保険の関係からいっても、適正な期間ではないのかなというふうに理解をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 55ページ、明日の学校づくり施設整備事業、13番委託料、南小学校建設工事実施設計委託料減4,014万円。これは昨年の11月議会で設計委託料6,051万円が認められ、それによって12月17日の入札によって、株式会社東畑建築事務所名古屋事務所が1,940万円で落札をしております。予算を6,051万円組んで入札したら、1,940万円で決まったと。これは安く済んだでよかったと思われそうですが、一般人からすると、大変不思議なことに思えるのでありますが、これはなぜこのような差が出たのか。一般にもわかるように説明を願いたいと思います。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 土田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、御質問がありましたように、1,940万円掛ける税込みで2,037万円で契約させていただきましたところですけど、12月17日に入札が行われました。10社参加していただきまして、そのうち名古屋に事務所を構えてみえるところが5社、それから名古屋に会社を構えてみえるところが4社、それから同じ県内の市ですけど、そちらに事務所を構えてみえる方が1社、計10社で入札が行われました。そのうち、御案内のように、株式会社東畑建築事務所名古屋事務所が先ほど言いましたような金額で落札をしたわけなんですけど、非常に安く落札されたことについてはびっくりしてはおります。されど2番手の方が同じような、もう少し高かったんですけど、同じような、私どもがびっくりするぐらいの額で札を入れてみえます。ということは、今回の仕事は、業者の方にとっては非常に仕事として必要性を感じておったと。だから、他社よりも安く札を入れたということで私たちは理解はしております。だけど、その入れられた額については、私どもは10社同じような条件で、仕事の内容については公表しております。大体全体で25億程度の工事費を予定しておりますと。校舎についてはこうですよと、プールについてはこうですよといういろんな条件をつけて、私どもの希望を公表はしておりますので、後から聞いていなかったという話にはならないかなとは思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） わからないわけではありませんが、見積もりのときに、こういうものは現在の経済情勢とかそういったものは考慮されなかったのかどうか、お伺いします。

議長（齊木一三君） 森町長。

町長（森 進君） こういう結果になったことを、一般の人にはわかりにくいから説明をせよと言われても、非常に説明がしにくいんですよ。私ども役場の中のルールで、あるいは法律に基づいたルールで進めている中で、結果、今の話で、入札に参加された業者の方の考え方、意向でそのような応札がされた結果、今回、予算に不用額が生じて減額をさせていただくということですので、それを住民の皆さんにわかるようにと言われても、これ以上明確な、今の結果、あるいは予算の組み方というのはないんじゃないかなというふうに思っております。大変御無礼ですが、これ以上ちょっと詳しくは説明しにくいです。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 同じく、今、学校の件でちょっとお聞きしたいんですが、建築に関しては設計者がいる程度試算していくんですが、この設計に関しては何をもとにこういう試算、6,000万という値段が出されたか、これをちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 先ほども言いましたように、予定工事費に対して庁内でそのような試算ができるようなシステムになっております。それが今回、予算として上げさせていただいた額になるかと思えます。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 古い話をするといかんですが、統合中学をつくったときも、ある偉い方が、あれは8,000万か9,000万だったと思うんですが、この設計料は3校分だというような話も聞いたんですが、そういうことから思うと、何かこの予算の出し方が甘いというのか、ルーズというか、わからんですが、そのようにも感じますので、これからはいろいろと、学校はこれで終わりだでもうないかもしれませんが、今後のためにひとつ参考にしておいてほしいと思います。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 建設分野におきましては、総ボリュームの中で設計金額がはじき出されるものでありまして、それは大口町の要綱等で定めておりまして、そういう試算の方法でやっております。そこで、500万とか300万というのは、たまたまお金がないから、これで

何とか設計してもらえんかというようなことも時にはあります。ありますけれども、一般に競争入札に付するべきのところは、きちっと金額を明示した中で、正当な根拠を持って積算をし、その中で業者が業者みずからの判断においてその入札に臨まれ、価格を入れられるものでありますので、私どもが初めから積算を落としてやるということは、行政として好ましいやり方ではない。きちっとしたルールに乗って、その中で入札に臨んでいただく。このようなルールで我々は進めておるところですので、御理解をいただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） 1点だけお尋ねさせていただきます。

25ページですが、まちづくり活動推進事業、1,751万ぐらい減額になっておりますが、これの主な要因は、次のページのまちづくり道具箱整備事業減1,555万、これが主な要因だろうと思っておりますが、これは何かお聞きしたところによると、申し込みが一件もなかったんですか、そんなようなことで減額ということになったとお聞きしております。どうして一件もなかったかなあと、その辺の何かわけでもありましたら御説明いただきたいなと思います。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 今、倉知議員から御質問いただきました、まちづくり道具箱整備事業の関係でございますけれども、この事業を展開してきておるわけですが、実際のところ、申請がなかったということでございますので、その部分を経費を減額させていただいたということでありませう。

ただ、1点、ハード面の整備になってまいりますので、個だけではなくて、やはりその周辺の方等の御理解もいただかなければならないというような諸事情があるかと思っております。そういう中でありますけれども、やはり私ども、これは一つの事業の目玉として組んでおりますので、そういうところへの広報、周知というんですかね、こういう制度がありますよというような形で、もう少し御案内ができればと思っております。本年度につきましては、そういう形の中で申請がなかったということで御理解が賜りたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） 今、課長もおっしゃられましたように、広報、周知徹底、これが本当に不足しておったんじゃないかなと、私も思います。広報ですとかホームページ、そういったものでももちろん皆さんに説明されているだろうとは思いますが、私の周りの人間でもいろいろ聞いてみても、何やねそれはと言うやつの方が圧倒的に多いんですね。これはNPO団体しか

申請はできないんだっただですか。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） こちらのほうは大口町のNPO登録団体という形になりますので、御理解いただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） 登録団体といいますと、当然、まかせてネットとかそういうものがありますので、皆さん、そういう点ではよく御存じかと思いますが、いずれにしましてもこの事業でなくても、いろんな事業もそうです。我々が思っておるより、皆さん、存外知らない。一般の方は知らない。そういったことが通常かなあとと思います。なかなか難しいお話ですが、本当に広報、広告、ホームページ、宣伝、そういったものにもうちょっと御努力いただきたいなと、そんなことを思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） この補正予算を見ても「まちづくり」という言葉がいっぱい出てきて、本当によろわからんのですけれども、一つは、25ページの住民自治費、地域自治推進事業の中の報償金で、（仮称）まちづくりを考える会の委員減ということで16万2,000円減額になっておりますが、これは多分、まちづくりを考える会の委員というのは、各区から2名ずつ選ばれたメンバーによるものだろうというふうに思いますが、これはもう一度、まちづくりもいろんなまちづくりがあるんですが、ここのまちづくり委員というのは地域組織の再検討でしたかね、これはどんなふうに検討が進んでいるんでしょうか。それから、減額になったのは開催数が減ったからですか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） まちづくりを考える会、委員の報償金の減額について質問をいただきました。

ここの委員さんの活動につきましては、昨年の6月にまちづくり基本条例が制定されまして、その附則にうたわれております地域自治組織の制度、あるいは組織、あるいは新たな区域の設定、あるいは財源と権限をゆだねるについてはと、そういったような課題を検討していく組織ということで、昨年の11月27日に設けられたものであります。それで委員さんにつきましても、各行政区2名と、それからオブザーバーが2名お見えになります。24名ということで発足したということで、これも協議会、あるいは全協でも報告させていただきました。そして先進

地の視察、あるいはシンポジウムへの参加というようなことから始まりまして、先月にありましては、地域の課題を委員の皆さんから出していただくということを今やっております。今後、そういった課題をどのように解決していったらいいかというような議論をしていきたいと思っております。

そして、この減額につきましては、これは昨年の9月の補正予算でお願いしたのですが、そのときに会議の回数を10回組んでおりました。発足が11月ということもありまして、2回分の減額と、あと欠席者が見えましたので、その分の減額をさせていただくものです。以上です。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) コミュニティバスの運行事業について、歳入の方では、15ページで運行支収入が111万9,000円追加で収入がふえておりまして、25ページではコミュニティバスの運行事業減ということで1,000万円、歳出の方は減っているということですがけれども、この辺のところをちょっと御説明がいただきたいなと思います。

議長(齊木一三君) 地域振興課長。

地域振興課長(平岡寿弘君) 田中議員からコミュニティバスの運行事業につきまして御質問をいただきました。

まず運行事業費の減の関係でございますけれども、例年は運賃収入をわかるようにするという形の中で、当初予算、定額経費といたしまして、運賃収入がゼロの場合、1年間運行してかかる経費を予算額として計上させていただいて、それで残った部分が基本的には運賃収入だったよというような形で、わかるような形をとらせておりましたが、今回につきましては、収入額が大きくなってまいりまして、1,000万という形の中で額が確定をしましたものですから、その部分を減額させていただいて、その部分を有効に使ってまいりたいというふうに考えて、減額をさせていただきました。

それから、運行支援費の入の関係でございますけれども、こちらにつきましては、本年度、新たに協定の締結をさせていただいた企業が1社、パナソニックさん、これは南部ルートの関係でございますけれども、こちらの方で月7万円の運行支援費を8ヵ月にわたってお納めいただいたという形で、そちらの方の増額分が56万円。それから、皆様にも御案内を差し上げましたけれども、10月の改正時に、私どもの現行ルートを使う中で、江南市域の中でバス停を4ヵ所、江南市さんが設置をされた。それに対しまして、江南市さんの方から運行支援という形の中で、バス停の設置費用を含めまして、それぞれ運行支援費が月1万円の4ヵ所の6ヵ月分と、バス停作製にかかりました経費31万9,200円をいただいたという形の中で、トータルその部分の増額という形になっております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） これをもって議案第13号の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時39分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（齊木一三君） 再開する前に、先ほどの土田議員の質問に対し、答弁漏れがございましたので、町長。

町長（森 進君） 議案第13号の21年度一般会計補正予算に係る土田議員からの質問に対し答弁漏れがございましたので、ここで改めてお答えをさせていただきます。

設計委託料についての積算の中で、経済的なものが考慮されておるかというような御質問だったわけですが、実は先ほども生涯教育部長がお話をしましたように、推定工事費をもとに一定の計算式によって設計に係る額を積算をするわけですが、その推定工事費の中でそのときの状況というのはある程度考慮がされておるといふ方には理解をしております。ただ、今回のような想定ができないというような大きな経済状況の変動というものにつきましては、当然、今の話で、そういうものは加味はされておりません。ですから、このような事態になったといふ方で御理解がいただきたいと思っております。

議長（齊木一三君） それでは、続いて議案第14号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第14号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第15号 平成21年度大口町老人保健特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第15号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第16号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第16号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第17号 平成21年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第17号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第18号 平成21年度大口町社本育英事業特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第18号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算の質疑に入ります。

平成22年度大口町一般会計予算書及び予算に関する説明書により、順次質疑を進めます。

それでは、平成22年度大口町一般会計予算書及び一般会計の歳入について、一括して質疑を行います。

一般会計の歳入は、款1.町税から款20.町債まで、予算に関する説明書の4ページから31ページであります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） まず、町民税に関連をしながら質問させていただきますが、予算の概要の方でもありますけれども、個人町民税は横ばい状態ないしは、この10年ほどは下がるという状況があるわけです。日本全体がこの約10年間、いわゆる勤労者の皆さんの収入が減り続けている。これはOECD、いわゆる先進国の中では、唯一日本だけだというふうに言われております。一方で、企業の内部留保は10年間で200兆円から400兆円。そのうち約半分が大企業の内

部留保で、現金化がかなり容易だと言われる利益剰余金がウナギ登りに上がっている。そして、配当率については非常に高水準を維持している。大企業の役員報酬等も、品川正治経済同友会終身幹事によれば、20年前、30年前は、一般勤労者の8倍程度が役員の報酬の限界だと言われていたのが、今は数十倍取るというようなことで、格差と貧困が広がっている異常な状況だと。一部の利益第一主義の物の考え方が、日本のこうした経済状況と国民生活の疲弊を招いているというふうにも言っておりますけれども、ちなみに大口町内の法人で資本金10億円以上の企業の内部留保、これはお調べになっておるでしょうかね。もしわかれば教えていただきたいし、そのうち利益剰余金というのはどのくらいあるのか。これもわかったらちょっと御説明がいただきたいと思います。

それから、大口町の工場閉鎖ということで、今、会社側が動いておりますボッシュ・レックスロス、これについての動向ですね。経営内容、それらについてはいかようにとらえておられるのか。

それから、主要企業についてもきちんと動向をつかんでいただきたいということは以前にも申し上げてありますけれども、今、大変なのが下請・中小・自営業者の皆さんです。こうした皆さんは、下請単価の大幅な引き下げ。トヨタが3割も引き下げたということが問題化されましたけれども、それから下請の受注量、これらの動向もきちんとつかんでいかないといけないというふうに思います。ちなみに政府の方の対策も非常に希薄で、そうしたことについての動向調査が、あるいは指導などがきちんと行われていないという状況がありますけれども、ちなみに豊田市などについては、下請中小企業についてのアンケート活動をやりながら、単価、あるいは受注量、こんなものもきちんと調べているようでありますけれども、大口町でもそうしたことについて留意をしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、6ページの配当割の交付金及び8ページの株式等譲渡所得割の交付金、それぞれ計上されておりますけれども、国会で追求することなのかもわかりませんが、これらについては本則では20%の課税となっているものを、半分におまけしたまま10%という超格安の税金で優遇措置を続けているということでもあります。これも一部の大資産家を優遇する措置でありまして、これらについては国や県に対して、きちんと本則どおりの課税をすべきだというふうに意見を申し上げるべきではないのかなあというふうに思いますので、見解を伺います。

29ページに移りますが、民生費の雑入の中で、上から3行目、4行目、母子通園事業の利用料48万円、それから母子通園事業の給食費等31万6,000円とあります。保育園の主食代を無料化したわけでありまして、母子通園事業については、利用料も取るけれども給食費も取るということは、いささかこれはどうかなあというふうに思います。もともと、いわゆる発達

障害等を抱えている皆さんに対応する事業でありますので、利用料も給食費も私は無料にしてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 町民税の件で幅広い角度から御質問いただきましたが、私がお答えできるのは税の部門しかできませんので、お答えさせていただきます。

まず、法人にかかわる分につきましては、法人町民税がかかわってくるわけですが、御承知のように、法人町民税のもとになりますのは法人税でございますが、私どもが申告書等、1枚申告書が来るわけですが、そこは法人税が算定された後の法人税額のみが参ります。したがって、企業の収益等、法人税の申告部分に係る部分については承知をしておりません。したがって、各法人の内部留保金、あるいは利益剰余金、そういったものについては承知をしておりません。

続きまして、6ページでございます交付金でございます。配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金で御質問をいただきました。

こちらについても景気変動によりまして、昨年度、20年度決算でかなり前年と比べまして落ち込んだ結果となっておりますが、こちらにつきましては、御質問にございますとおり、本来の税では所得税が15%、町税で5%の計20%が税率でございますが、特例適用を受けまして、町税3%、所得税7%の10%の軽減税率の適用となっております。こちらにつきましても国の経済政策の一環でございますが、そんな関係で平成23年12月31日までの特例制度でございます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） ポッシュ・レックスロス、旧内田油圧の経営内容についてはいかようにとらえておるかというような御質問をいただきましたが、ちょっとお答えになりませんが、情報も非常に私の方に入ってきていない状況で、さらには企業内容についてまではちょっと今とらえておらないという状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さらに、大変厳しい経済情勢の中で下請業者の方が、単価は引き下がる。受注量は下がり、さらにはということで、人員の補充もままならない状況ということで、大変今、厳しい経済情勢が依然として続いているという状況であるというのは報道等をされておるわけでございます。そういう中で、町といたしましても法人への聞き取りは、従来どおりの方法では、このような状況の中ではあまりよくないのではないかということも思うわけでございますので、担当するセクションにおいて、企業さんの御都合等をお聞きする中で、時間をちょうだいして、いろいろと町内企業の今の状況等を把握する中で、政策に反映させていける方策がないかということも検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） ただいまのボッシュ・レックスロスの関係でございますけれども、経営状況ということではございませんけれども、私ども地域振興課がつかんでおります情報、これまでに得た情報につきまして、御報告をさせていただきます。

既に12月議会でも、その内容については御質問があったところでございますけれども、12月末に会社の方からそれぞれ組合員に対しまして、ある程度の条件提示をされたというふうに、これは犬山のハローワークの所長さんを通じて確認をいたしました。その折には、土浦の方へ行かれる場合、そちらの方に社宅を用意する。また、世帯での住まいも確保するというような条件提示。また、単身で赴任をされた場合、月1度、名古屋の方へ戻る交通費等の支給をするというような提示が会社側からあったとお聞きをしております。そういうような条件を踏まえた中で、1月には対象となる従業員の方を対象に、土浦の方へ、現地へ見学に行くというふうな形でお聞きをしております。そうした中で、最終的には従業員さんに対して、意向調査というんですかね、そういうものを実施していくというようなことで、私ども地域振興課としましては、そのあたりのところまでしかつかんでおりませんけれども、12月以降、そういう流れの中で確認をした事項でございますので、この場をおかりしまして報告をさせていただきます。以上です。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 予算書の29ページ、上の三つ目、四つ目であります母子通園事業の給食費について、田中議員から御質問をいただきました。

現状、給食費ということで、母子通園につきましても実費分をいただいております。これは親と一緒に通園をするということで、親の分も一緒にいただいておりますというのが現状であります。また、単に食事をお昼になったから食べるということだけではなくて、訓練を兼ねてということで実施をしているというのが現状であります。ただ、今の御質問にもありましたように、主食代を無料にするということで進めておりますので、食材に見合う部分については、内部で一度検討がしたいというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 一つ忘れていましたが、固定資産税の大規模償却資産にかかわることで、平成21年度は前年度が財政力指数が1.7幾つあったもんだから3億円、県に取られちゃったということですが、新年度はどうなるのか、教えてください。

それから母子通園ですけれども、子供さんの給食費は検討して、ぜひ無料にしてあげないと、健全児は無料にするけれども障害児は金を取るよというのでは、これは逆じゃないかなという

ふうと思うんですが、利用料というのも、これはいわゆる療育的な事業ですので、わずかなお金ですけれども、お母さんも働くこともできないというような、多分、環境だろうというふうと思うんですね。そういう意味で、利用料というのもぜひ検討して、無料化するというようなことは無理なんでしょうか。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 4ページの固定資産税の件で御質問をいただきました。

固定資産税の方、御質問のとおり、昨年度、大規模償却資産として約3億円が県の課税となったということで、今年度、当初予算として26億6,320万円を計上させていただいていますが、この上がった分はほとんど大規模償却資産が町の課税となるということで、その分の増額を見込んでおります。土地家屋につきましては、ほとんど据え置き程度のわずかなアップでございまして、実際には大規模償却資産を除きますと、ほぼ前年度並みの予算を計上させていただいたということでございます。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 母子通園の利用料についてお話をいただきました。現状、1日1回400円という単価設定で実施をしております。現状は、正の保育士が1名と臨時の保育士が2名という体制で母子通園をっております。きょう現在、15組の方が通ってみえます。都合によって、毎日ではありません。週に2回とか、3回とか、人によって差がありますが、ということで運営をさせていただいておるとというのが現状であります。一部負担金ということで、1日1回400円ということについては今後も継続をして、利用料としていただくというつもりで今のところは考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 私も法人町民税のことでお伺いしたいんですが、6億円、今回は出ていますが、法人税の税率というのはずうっと下がってきているんですよね、もともとの税率そのものは。昭和60年当時ですと、多分、最高の税率がその当時だと43%か42%か、多分そのくらいだったんだろうというふうと思うんです。そのうちの一部分が地方に回ってくる税率だというふうに思っているんですが、私、昭和60年当時の法人町民税の税率はちょっとわからんですけれども、もしその税率がわかれば、それに例えば置きかえた場合、一体どの程度の町民税になるのか、ぜひお伺いしておきたいと思います。

それからあと、同じページに国有資産交付金というのがありますけれども、これは前年と一円も変わらないということみたいなんですが、これは固定資産税みたいなもんですよね、言っ

てみれば。国が納めるわけですが、しかし、固定資産と同じようなことであるのならば、固定資産税には負担調整率といいますか、負担率が決められていて、毎年上がっていく。土地の場合については上がっていくというのが、大口町の場合、まだ通例になっているんじゃないですかね。わずかばかりでも、2%とか、2.5%とか。なぜ国有資産の交付金については、そういった負担調整みたいなものがないのかあるのか、ここら辺も教えてください。

それから、延長保育料が10ページのところに出ています。以前の予算書を見ると、多少見直ししていただいて、見直しする前はたしか820万円ぐらいの予算だったというふうに私は記憶しているわけですが、それが半分とまではいかないけれども、その負担は減らす方向で考えていただいた。その結果がこういうことなんですけれども、しかし、働いてみえる方々からすると、子育てを応援するというよりも、何か働くのが悪いみたいなイメージがこの延長保育料の中にはあるという声をよく聞くわけです。共働きで、働けば働くほど住民税も一方で入ってくるわけですから、そこら辺を考慮すれば、別にここで何もその延長保育料を私は取る必要はないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから15ページのところですが、子ども手当費負担金ということで、これは国から4億2,278万円ということであるわけですが、今回の子ども手当というのは純粋に子ども手当ということではなくて、財源の確保ができなかったということで、児童手当の制度をそのまま残すというような格好で、要するに事業主負担もそのまま引き続き残すし、それから国保の場合だと事業主負担がないわけですので、加入している自治体の負担もそのまま残すというようなことであるわけですが、4億2,278万円ということで、町長は73億円の一般会計の予算だと施政方針でも何回か言われたと思うんですが、実際、子ども手当の負担金が入ってこなかったら70億円割れということで、これは今までにない超緊縮予算というのか、私が議員になったときには、たしか68億円ぐらいの一般会計の予算じゃなかったかなあというふうに思いますので、そういう意味でも今回のこの予算というのは超デフレスパイラルに町自身も陥っている。そういうことも見てとれるわけです。だからこそ施政方針の中でも、御自分も苦労したし、職員の皆さん方もよく苦労したということと言われるわけですが、それは私もよく理解するわけですが、しかし、本当に苦労しているのは住民の皆さん方ではないかなあというふうに思います。

まちづくり基本条例というのができたわけですが、この趣旨というのは、一体どういうものがまちづくり基本条例の趣旨だったのかというのを今考えると、まちづくり基本条例ができた途端に、前の酒井町長は合併のことをしきりに口にされるようになったんです、急にね。私は、まちづくり基本条例というのは、合併をするための条例なのかというふうに思えるようにそのときになったわけですが、しかし、せっかくならばいい条例ができたわけですので、この超緊

縮のデフレスパイラルに陥っておるこの予算の中でも、やっぱり住民の思いをこの予算の中でどう生かしていくのか。そこら辺のところをいま一度見える形で、私は説明がいただけたらなあというふうに思ったんです。なかなか見えない。非常に厳しい厳しい。厳しいのは当然なんですけれども、まちづくり基本条例ができて、それを生かした予算になっているのかなあということを考えてしまうんですけれども、もしそうしたところで御苦労されてみえるところがあれば、ぜひお教ををいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（齊木一三君） 税務課長。

税務課長（河合俊英君） 法人町民税で御質問をいただきました。4ページでございます。

なかなか過去の税率を調べるのも難しいところがありまして、けさ方、町としての資料としては持ってありませんでしたのでいろいろ調べましたが、法人町民税に関しましては、昭和58年8月以降、12.3%で変更はございませんということでございます。御質問にありましたように、法人税の方は変わってきておるようでございますが、法人町民税の方はそういったことのようにございます。

それから、固定資産税の中の国有資産等所在市町村の交付金の件でございます。こちらの方も、本来は国や県、市町村は土地建物については非課税団体ということでございまして、国・県の所有する分が市町村にある場合に固定資産税相当分を国及び県からいただくということで、町としては余野の県営住宅がこの国有資産等市町村交付金の対象になりまして、愛知県の方からいただいております。こちらの方は3年に1度、固定資産税の評価替えと同じように県の方の評価の見直しがございまして、今回につきましては平成20年3月の基準に基づく価格でございまして、3年間同様ということでございます。ちなみに18年度から変更がないわけではございまして、固定資産税のような負担調整措置といったものはございません。以上です。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 11ページ、使用料の延長保育利用料について御質問をいただきました。

450万円という当初予算の計上でございます。昨年度は、ちなみに500万円という計上をさせていただいております。延長保育料につきましては、以前からも御質問、御要望等をいただいております。今年度、平成21年度の当初から改正をいたしております。その内容としては、もともと1時間刻みであったのを細分化して、小刻みにした方がその人のために合うだろうということで、30分刻みということにさせていただいたのと、それからマックスが500円。それから、月決めの延長の方につきましては、3歳未満児については3,000円、それから以上児については2,000円というもので、2,000円、3,000円だったのを両方ともに2,000円ということで

引き下げをさせていただいたと。それから、母子家庭と生保世帯につきましては減免制度を新設したというようなことで、なしということではありませんけれども、少しでも軽減ができるということで見直しを今年度冒頭からさせていただいておりますので、一部負担金という意味で、なくすということはなかなか難しいというふうに考えておりますので、御理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 先ほど、まちづくり基本条例の制定に関連して、今回の当初予算の制定過程でのどんなところに苦労したかという御質問だったと思いますが、それについてお答えをさせていただきます。

予算についても当然ですけれども、社会の状況から独立してあるわけではなくて、むしろ社会の状況、景気に左右されて予算というのは決まってくるというふうに考えております。そうした中で、吉田議員が言われるような超デフレ予算と、緊縮予算という形になったわけでありまして、その中で一貫して考えられてきたのが子供の支援ということでありまして、以前に子供の医療費の無料化ということ、中学生までの医療費の無料化ということを始めまして、その後、学校の建設等を進めてきておるわけでありまして、教育環境の整備ということにつながってくるかなと思っております。一方で、来年度から保育園の給食費の無料、あるいは学校の給食費の半額補助というような手だてを打ってきておるということで、子育て支援ということについて、一例ですけれども、配慮をして予算を組んできておるという状況があります。そういったものをどう維持していくのかということ、あるいは継続していくのかということ、財源の確保という点ではなかなか難しい部分があるということで、そういったところで予算の編成作業の中で苦労してきたという状況があるということで御理解をいただきたいと思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 延長保育料ですけれども、この近隣では大口町が先駆けて延長保育料を導入してきたという経過もあるんですね。それから、名古屋市も延長保育料を事実上取るような予算を、新年度の予算でそういう提案を、今、河村市長はやっているんですね。大口町と全く一緒ですよ。だれが大口町のやり方を向こうへ持っていかれたのか私は知りませんが、午後4時以降は延長保育の時間帯だと、名古屋はね。全く一緒なんですよ、やり方が。大口町は4時半にしたんですね。4時半だったかな、たしかね。ちょっと変えたですね、そこら辺もね。そういう経過はあるんですけれども、変える以前の保育時間と全く同じ、そういうものが名古屋市で実は提案されている。それに対して非常に反対する声も多くなっているということ

も私は一方で伺っているところです。

今、ちょうど副町長さんも言われたとおり、子育てに力を入れる。それがまちづくりの基本なんだということであったのではないかなあというふうに私は思うわけです。そういう意味では、先ほど田中議員からも母子通園についてもどうなんだという、利用料についてはどうなんだという声もありましたけれども、あわせて延長保育料についての負担も、これは子育てに資する問題に私はなっていくというふうに思うんですね。ですから、これについてもぜひ廃止をしていただきたいのと、延長保育料について。そうしないと、これだけ収入もふえない中で、夫婦共働きで働かざるを得ない人も今どんどんふえていっているわけですね。しかも時給800円いくかいかないかぐらいで、時給800円で年間2,000時間働くと一体どのくらいになるかというと、200万円に満たないですよ。二八、十六で160万円ぐらいにしかならないです、休まずに働きに行っても。そういう状況が私の身の回りの中にもあるわけですが、そういう意味では、そういう延長保育料、そういう中で働けば働くほど一方で負担がふえてしまうというのは、非常に私は子育てにとって不合理だというふうに思うんです。むしろ子育てを、そうやって働いておる人に対しても応援するんだと。そういう立場に私は立っていただかないといかんのじゃないかなというふうに思うんです。私は、ぜひこれは今後は廃止をしていただきたい、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 延長保育料につきまして再質問をいただきました。

働けば働くほどということがございましたけれども、パートさんの勤める時間というののもいろんな時間帯が、求人のもを見ておりますとあろうかと思えます。ですので、ここにあわせて、どちらを優先するかというようなこともあるのかなというふうに思いますが、ただ、大口町としては、今年度、先ほども御説明を申し上げたように、母子家庭や生保の家庭については減免制度を設けたということもございます。全部の世帯についてゼロにするというのは、普通の時間で通ってみえる方との比較をさせていただきますと、やっぱり一部負担というのはあってしかるべきかなというふうに考えておりますので、御理解が賜りたいというふうに考えております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 以上で歳入の質疑を終了いたします。

続いて、歳出の質疑を行います。

款1.議会費及び款2.総務費、予算に関する説明書の32ページから91ページまでであります。ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8番 (土田 進君) ページ、44、45。21. C O P 10啓発事業委託料150万円。これは、ことし10月に県内で開催されます生物多様性条約第10回締約国会議に向けての県からの交付金だと思いますが、どのような事業をどこへ委託されるのか、お聞きしたいと思います。

そして、52ページ、53ページ、工事請負費の12番、中型バス排ガス低減装置設置工事費240万5,000円。この中型バスの経過年数、走行距離、今後どれくらい使用可能なのか、お聞きをしたいと思います。以上です。

議長 (齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長 (近藤則義君) 45ページの上段、C O P 10啓発事業委託料150万円の事業内容について御質問いただきました。

今考えておりますのは、二つ考えておまして、まず1点につきましてはイベントへの参加ということで、現在考えておりますのは、チームダッシュマンをこのイベントに参加させて、向こうでやっていただくというふうに考えております。それからもう一つの事業につきましては、町内の事業を協賛事業というような形で、五条川の自然塾を協賛事業というふうで行っていただくことを考えております。以上です。

議長 (齊木一三君) 行政課長。

行政課長 (江口利光君) 中型バスについて御質問をいただきました。

この中型バスにつきましては、平成22年の8月ですが、車検が参ります。NO_x・PM法の関係で、排出基準を満たさないディーゼル車につきましては車検が通らなくなります。このため、その対応が必要となってくるものであります。町バスにつきましては、平成10年の8月に新規登録をいたしておまして、12年目に入っております。走行距離が約6万7,000キロ、バスとしては走行距離が少なく、また車両の傷みもないということで、経費面等を考慮いたしまして、低減装置を装着いたしまして継続して使用していくというものであります。

今後どれくらい使用するかということでございますが、車の調子にもよりますが、8年程度は使用できるのではないかなあというふうに考えております。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8番 (土田 進君) C O P 10の方ですけど、県からの交付金の事業だけじゃなくて、これだけ大きな世界的な会議があることですので、大町としても予算をかけてやろうということは考えられなかったか、お伺いしたいと思います。

そして、62ページ、63ページ、コミュニティバス時刻表検索システム57万円。便利なシステ

ムとは思いますが、利用者がどれくらいあるのか把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） C O P 10の2回目の御質問をいただきまして、事業を検討しなかったのかというような趣旨の御質問であったと思いますが、確かに交付金で来る同額そのまま150万計上する中での事業ということで計上させていただいたわけですが、今言いましたように、五条川の自然塾という町内の大きなイベントをC O P 10に協賛する形で、C O P 10の意義をその事業の中でP Rしていくというのも非常に大きな効果があるということで考えておりまして、こういう形で事業を考えておるところでございます。予算額については、たまたまそういうふうで持ち出しする形のものはないんですが、そういう中でP Rしていければというふうに思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 土田議員から、63ページのコミュニティバス時刻表検索システムについて御質問をいただきました。

このシステムにつきましては、事業者のサーバーをお借りした中でこういう検索システムを運用しております。そうした中で、申しわけございませんけど、利用者数については現在のところは把握をしておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 時刻表の検索システムですけど、利用者がほとんどないようであれば廃止も検討してはどうかと思います。

議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 先ほどお答えをしましたように、事業者のサーバーをお借りしておるものですから、そのあたり、今現在、今の段階ではその確認の手だてがないということでございますので、一度そのあたりについては、アクセス件数等を確認ができるものであれば、そういうものも参考にしていきたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 39ページの非核平和推進事業のことについて質問させていただきます。

広島への派遣委託料が主な事業で、あと、ほかに若干の展示等も例年のようにやられるのかというふうに思いますけれども、ことしはニューヨークで5月初めにN P T再検討会議、核非

拡散の、これは10年に1回でしたかね、5年に1回でしたかね。大変今、盛り上がっておるんです。なぜかといいますと、アメリカのオバマ大統領が核兵器のない世界をという演説をやって、原爆を使った道義的責任もみずから認めて、そして核兵器の現実のない世界を目指そうと、こういう演説をやったことが世界に波紋を広げました。うちの党の志位委員長もオバマさんに手紙を送ったら代理の人から返書が来まして、オバマさんは口で言うだけじゃなくて、実際になくしましょうよという呼びかけをやったわけですが、愛知県からもこのNPT再検討会議に約100人規模の代表が行きます。この地域、尾張地域からも5人ほど、今確認しているところでは、代表が行かれます。5月2日にはそうした皆さんのPR集会といいますか、そういうものがニューヨークでもあるわけですが、一方で、日本は核密約があったと。沖縄返還時に核密約があった。これは実際にあったという情報の方が正しいわけではありますが、当時、沖縄には核兵器が持ち込まれていると。沖縄の返還に伴って、沖縄も本土も同じ立場になったから、本土への核持ち込みの危険もあるんだというふうにしきりに言われたことを、今でも私、覚えているわけではありますが、しかし、同時にこの近隣でも、大変住民の皆さんにとってはびっくりするようなことが時々起きるんです。岐阜基地などから守山駐屯地まで、24時間、夜中も小銃を構えて、顔を迷彩色に塗った自衛隊員が市街地歩行訓練をやったりするんです。そういうのに夜出くわしたりすると、びっくりしますよね。なぜそんな小銃を構えて、そして顔を迷彩色に塗って、そんな訓練をやらなければならないのか。こういうことで、一方では非核平和と言いながら、一方ではそうしたこともやられているというのが日本の現実であります。

さっき言いましたように、今年度はそういう意味で大きな核兵器廃絶についての動きがある年でありますので、最近の非核平和推進事業も、予算も縮小されてマンネリ的になっているのかなあという感じを私は持っておりますけれども、ひとつそういう記念すべき年でもありますので、積極的な事業展開をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、45ページのCOP10の問題であります。先ほど、土田議員からも質問がありましたけれども、生物多様性というんですから、大口町内に従来からあった生物が一体どうなっているのか。外来種が入ってきてどうなっておるのか。植物、動物、これらについてきちんと町自身が調査をするということがまず基本なんですね。そういうことは、もう20年も30年も前からやっている自治体もあります。そういう意味で、住民の皆さんに生物が多様に存在するという状況を、開発一辺倒じゃなくて、大切なことなんだという自覚を持ってもらう機会なんですね、これは。大口町内でもいろんなお話をしますと、犬山の自然塾に行っているだとか、いろんなそういう自然に関心を持った人たちはいっぱいいます。カワセミだとか、そんなのが五条川にもいるよとか、いろんなことで言っていますし、五条川を一つとってみても、ずうっと以

前から私は言うておりますけれども、あんなところに大きなコイを放流して、そしてほかの魚がすめないような環境を人工的につくってしまったことは、生物多様性の環境を保存するという意味では、逆行していることなんですね。そういうことを言っても言っても理解してもらえなかったわけですけれども。それから五条川の改修でも、コンクリートでやってしまうということじゃなくて、多自然型の川の改修といったことも言ってきましたけれども、何ら関心を示されずにコンクリートで囲ってしまったと。こういうことで生物多様性の環境は、自治体みずからが破壊して顧みないというような行政がやられてきたわけです。今、植物環境を見ても、竹林がなくなったり、林がなくなったりしていますね。大変緑が破壊されています。そういうことを全部含めて、私は住民参加のもとで、大口町内の生物多様性についてどういう環境変化があるのか、またどういうことに注意をしていかなければいけないのかというようなことについて、住民自身が自覚を持てるような啓発事業といえますか、あるいは町内の生物多様性の環境をきちんと調査をするというようなことをやらなければ、イベントに参加して五条川で遊ぶだけでは、COP10の趣旨を十分に把握しているといえますか、そういうことにはなっていないなあというふうに感じますので、ぜひ改めて検討していただきたいというふうに思います。

47ページの負担金補助及び交付金で、尾張五市二町研修協議会15万3,000円ということであります。以前、春日井を中心とする広域圏構想がなくなったということで、小牧と大口、扶桑ですか、そんなところで協議会をつくって勉強しているんだというようなことが説明されましたけれども、この尾張五市二町研修協議会というのはどういうものなのか、ちょっと教えてください。

それから、51ページの庁舎の耐震補強工事とアスベスト撤去工事の予算が組まれております。庁舎を使いながらやらなきゃいけないわけですけれども、概要を教えてください。いつごろ工事をやって、その間、実際に補強工事が始まったなら役場の中がどういうふうになるのか。住民サービスについては、どういう支障があるのか支障がないのか。わかる範囲で結構ですが、お願いをいたします。

それから、59ページの地域自治推進事業協働委託料432万円、これはどこに何を、どういうことを委託するのか教えてください。

それから67ページ、委託料、町民活動センター研究啓発事業協働委託料226万円とあります。これについても御説明を改めてしていただきたいと思います。

それから、69ページが一番下段の方ですが、負担金でドリーム・コンプレックス30万円とありますが、これも御説明がいただきたいというふうに思います。以上です。

議長（齊木一三君） 会議の途中ですが、ここで1時30分まで休憩といたします。

（午前11時47分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） それでは、午前中に続きまして、田中議員さんから御質問いただいております。順番は逆かもしれませんが、47ページをお願いいたします。尾張五市二町研修協議会、予算15万3,000円の内容でございます。どういうものかというような御質問であったかと思えます。

この研修協議会につきましては、構成は5市2町でありますので、この地区の3市2町のほかに稲沢と小牧が入って5市2町という構成になっておりまして、研修の内容でございますが、8項目ほどありまして、新規採用職員の講習。これは当番が決まっております、岩倉市で新年度は155人ほどを対象に今計画しております。それから、一般の前期研修ということで、これは小牧が担当しまして、3回ほど開催されます。各22人参加して、4年から6年目の職員を対象に。中期につきましては犬山が担当しまして、2回行います。これも各22人で予定しています。7年から9年ぐらいの職員を対象にしています。後期につきましては10年以降の職員を対象ということで、当番は稲沢市が行って、これも3回で各20人を予定しています。5番目ですが、係長研修ということで、これは江南市の方で当番していただきまして、29名の参加予定をしております。6番目で法制執務ということで、これは当町が当番でありまして、これも同じく29人の予定であります。7番目に接遇研修ということで、扶桑町が担当しておりまして、これも29人という予定であります。最後に、研修担当者の先進地の実地研修ということでございます。今年度は大口でございました。なお、会場につきましては、新年度、扶桑町が当番でやっていただけるというようなことで、大口町としましては15万3,000円の負担を出しまして、総額170万円の予算でこの研修を行っておるものでございます。

それからCOP10でございますが、土田議員さんの方から御質問いただいた中で、町内の事業とイベントに参加するというだけの事業ではいかんではないかというような御趣旨の質問であったと思いますが、私も一昨年、名古屋のたしか県文であったと思うんですけど、COP10の事前の会議がございまして、それには参加させていただいて、若干ですけど、ちょっと忘れてきたところもありますが、記憶がありまして、このCOP10、生物多様性についての認識が、それから1年少々たちまして、まだあまり周知されていないところがあるのかなというのは私自身も思うところでございますが、生物多様性につきましては、既に皆さん、私がこの場で言うまでもないんですけど、一つの生き物が単独で地球上で成り立っていると、生きているわ

けではないと。それぞれかかわりがあって、お互いに関係を持って生きているということでございまして、人間の場合でも、食べ物、それから服にしても、空気にしましても、すべてそれぞれの生き物がかかわり合って種を保存しておるわけで、人間もまたその中で利用する中でかかわり合っているわけでございますので、そういう生き物の多様性、かかわりあって地球の生き物が成り立っているというようなことを広く皆さんにも知っていただいて、この地球に生きている生物、何十万種、何百万種とある生き物が未来永劫に続いていくような形のものを今の世代の私たちが継続させていかなければならないということ、広く毎日の生活の中で意識を持って生活できるようなことを、おっしゃられるように、この機会、予算はないんですが、何とかそういう方法を見つけ出して、町民の方々に周知していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（齊木一三君） 行政課長。

行政課長（江口利光君） 田中議員さんから、39ページ、非核平和推進事業について御質問をいただきました。

本年度につきましては、この事業の中で大口町平和記念式を初めて町民会館で行っております。式典の中では、平和への祈り、あるいは広島派遣の報告、戦争体験談、こういったものを交えまして、核のない平和な世界であることを全員で平和宣言をいたしております。22年度につきましては2回目ということになりますが、本年度と同様な形の中で行っていきたいというふうに考えております。日本は唯一の被爆国であります。全世界が戦争の悲惨さについて考え、アピールをしていくということは、核のない世界を目指す一歩になるのではないかなあというふうに思います。こうしたことから、町の平和記念式などを通じまして考える機会になればなあというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから51ページ、庁舎耐震補強改修工事、庁舎アスベスト撤去工事についてであります。最初に、庁舎耐震補強改修工事の内訳といたしましては、庁舎耐震補強工事、それから庁舎改修工事、それから空調機改修工事、この三つになっております。工事の内容であります。庁舎耐震補強工事につきましては1階から3階まで、全部で14カ所になりますが、鉄骨ブレースを入れまして耐震補強を行ってまいります。工期といたしましては、6月から来年の2月ごろまでを予定いたしておりますけれど、実際、工事に入るのは、10月ごろ予定をいたしております。

それから、庁舎改修工事につきましては大きく八つございます。まず、庁舎と食堂の屋上防水を行ってまいります。二つ目に、自動火災報知機の取りかえを行います。三つ目に、玄関及び通路の照明器具の取りかえを行います。四つ目に、外壁面の窓サッシのシールを全面改修を行います。五つ目に、防火シャッターの改修を行ってまいります。六つ目に、自家発電の配線

の改修を行います。七つ目に、1階から3階までのトイレ、西側のトイレであります、一部洋式化を行ってまいります。八つ目に、東西の階段になります、手すりを設置いたします。また、玄関部分へも同じく手すりを設置いたします。これらの工事の工期といたしましては、庁舎耐震補強工事と同様、6月から来年の2月ごろまでを予定いたしておりますが、実際の工事につきましては、庁舎耐震補強工事の完了後に予定をいたしております。

次に、空調機改修工事であります、工事につきましては5月末までに完了を予定いたしております。

それから、庁舎アスベスト撤去工事ではありますが、今回、撤去工事を行いますのは、玄関ホールの天井、東西の階段の天井、それから税務課の書庫の天井、地下機械室の天井になります。工期といたしましては、4月から6月までを予定いたしております。玄関ホールの天井を工事をする際には、玄関、あるいは東西通路を完全に封鎖をして行っていく必要があります。このため平日に工事を行っていくというのは難しい状況でありますので、この玄関部分につきましては、5月の連休を利用して施工してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。また、階段部分につきましては平日の施工ということになりますので、来庁される皆様の御協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 59ページの地域自治推進事業協働委託料について御質問をいただきました。

この協働委託事業といいますのは、平成20年度まで、公民館分館の協働委託ということで進められていたものであります。昨年4月の機構改革によりまして、私どもの町民安全課が、名称も地域自治推進事業協働委託というように変えまして事業を行っていただいております。目的としましては、学共施設等の拠点施設の常時開放を目指しまして、各地域の運営委員会さんによりまして、子供からお年寄りまで幅広い年代層の方々が気楽に立ち寄れる場の提供をお願いするものであります。そして、地域の方々の趣味や特技、興味のある各種講座、体験教室など、こういったものを積極的に展開していただくというもので、日常の管理ということで、年間15万円。これが日常の清掃等の、あるいは消耗品の取りかえ等の管理であります。それから施設の修繕としまして、簡易な修繕を10万円。年度末に精算もさせていただきますが、それから管理人費ということで、1時間300円で管理人さんを置いていただくと。それから、教養振興事業ということで、趣味の活動等をしていただく場合、1事業当たり5,000円ということでお願いしております。それから、ふれあい事業ということで、これは地域内外の不特定多数の方が参加対象になるような交流事業ということで、これは1事業当たり5万円。あとは、かわ

ら版の発行事業ということで、やってみえます事業を地域の方に広報するといったことを、新聞ですね、かわら版事業。それにつきましては、発行が1回当たり5,000円ということで委託をお願いしております。今年度で言いますと、秋田、大屋敷、外坪、上小口、下小口、さつきヶ丘が昨年の7月から契約を結んでいただいて事業を行っていただいております。以上です。
議長（齊木一三君） 地域振興課長。

地域振興課長（平岡寿弘君） 田中議員から、まちづくり推進事業のうちの町民活動センター研究啓発事業協働委託料、67ページでございますけれども、御質問をいただきました。

こちらにつきましては、昨年2月にオープンをいたしました町民活動プレセンター「まかせて広場」の運営の安定化と機能の充実を図るとともに、団体支援業務を担う人材の育成やスキルアップなど、町民活動センターの開設に向けた準備、環境整備を整えていきたいということで、大口町NPOまかせてネットと協働で取り組んでまいりたいと考えております。現状が完成ではなく、箱物ありきではなく、やはり内容の充実を図ることが第一義であると考えております。そのために必要な経費を本年度も計上をさせていただいたわけであります。

事業の内容でございますけれども、町民活動センターの開設に向けた住民の機運の盛り上げを図るために、プレセンターの周知啓発、スキルアップのための研修等を開催してまいります研修啓発事業と、町内で活動してみえます各団体の情報をよく周知するための情報発信、町を元気にするためのタウン誌「おおぐちモード」を定期的に発行してまいります情報発信事業。また、まかせてルームそのものでありますけれども、そちらの方に設置をしてあります印刷機等の管理を始めまして、プレセンターそのものを皆さんの手で自主的に管理をしていただけるようにという事務管理事業、この3本の事業を柱に展開をしてまいりたいと考えております。また、先行きはやはり法人取得というんですか、そういう声もいただいております。それに向けまして、新年度におきましては、財政並びに雇用の事務に関する研修等も実施をしてまいりたいと考えております。

なお、1点補足でございますけれども、予算の項目が増額になっておりますけれども、これは実は昨年度、それぞれまちづくり団体の情報誌発行の協働委託料とか、個別に計上させていただいておりましたものを事業を明確にするということで、今回、この研究啓発事業に一本化をさせていただいたことによるものでありますので、御了承ください。

続きまして69ページ、フレンドシップ継承事業の中で、ドリーム・コンプレックスに対します負担金の御質問をいただきました。

これにつきましては、NPOドリーム・コンプレックスに対します負担金でございます。このNPO法人のドリーム・コンプレックスと申しますのは、愛・地球博の理念と成果を継承した中で、豊かで文化的な循環型未来社会の実現を目指して取り組んでみえる活動団体でありま

す。愛・地球博の理念と成果を上海万博につないでいこうという形の中で、子供たちの絵画募集、イベントフォーラム、国際コンペ等の活動を実施されておる団体であります。本町におきましては、絵画募集を通じまして、町内の児童・生徒が絵画募集に応募をいたしまして、一昨年はスペインのサラゴサの万博に高校生、小学生が入選をしたと。本年度におきましても絵画募集がございまして、南保育園児3名が入賞をしたということで、本年度、開催をされます上海万博の会場において掲出を予定されておるといふふうに聞いております。私どもとしましては、こういう児童・生徒の言葉を越えた絵画を通じての国際交流、こういうものを実践していきたいということで負担金を計上させていただいております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 1点教えていただきたいんですが、63ページ、一番上の自転車駐車場の整備工事費。これはたしか説明では、第1駐車場のフェンスを高くするという説明を聞いたんですが、第1駐車場というのはどこのことを指すんですか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 第1駐車場といいますのは、先にできました柏森駅に近い方の駐車場です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） それのフェンスを高くすることは、どういう工事。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 現在、1メートルちょっとのフェンスがあるわけですが、立ち上がりますとそれ以上の高さもありまして、利用者がごみを捨てたり、視界がよく届くということもありまして、もう少し高いフェンスにしてほしいというような、その隣の隣の要望がありました。それによってフェンスを高いものに取りかえようというふうに考えたものですので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 第2もほとんど同じようなあれだけども、土地が高いから余計あれですが。それはいいです、わかりました。

それと、それに関連してあれですけど、駐輪場を見るといっぱいだわね。最近、道路に20台ぐらいとめてあったのが、看板を立てられて、そういうことがなくなったんですけど、中に、

半分とはいかんけど、3分の1ぐらいは恐らく不法駐車というんか、ほったらかしの自転車だと思わんですかね。全体に絵符か何かをつけて、1週間とか10日動いていなかったら処分するとか、そういうことを一度考えてほしいんですが、いかがなものでしょうか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 駐輪場の利用につきましては、ほかのお客さんに迷惑をかけた、あるいは路上に置かれますと通行人に迷惑をかける、支障になるというようなこともあります。それで、駐輪場の中につきましては、毎週、職員が現地へ出向いて、ごみを拾ったりもしていますけれども、放置されているような自転車、これは明らかに放置だというようなものを確認します。また、札もつけてはおります。それで定期的に役場へ回収して、告示の手続きをとったり、警察に照会したり、そして不要となったものは処分というようなことをやっているわけですが、あと、路上のものにつきましては、議員さんの言われるとおり、放置とみなされるような自転車については歩行者の支障になるということで、役場へ撤去しますといった大きな看板をつけまして、役場へ撤去するようにしました。それによって、ほとんど置かれなくなったと。ここは改善できたかなと思います。また、駐輪場の中の話に戻りますが、中につきましては、今後、もう少し厳しく放置自転車の把握をしていきたいと。その上で撤去なり処分なりも進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 47ページのところに、指定金融機関派出所出納事務委託料ということで100万円が計上されています。丹羽広域組合の折にも、私、質問をしたんですけれども、丹羽広域組合の方では指定金融機関の方の集金がやれないというふうに言われて、それでお金を銀行に持っていくために車も買わなくちゃいけないというような予算が出てきているわけですが、今現在は三菱東京UFJ銀行が指定金融機関の派出所のところへ来ていただいているわけですが、ほかの金融機関でそこをやりたいというような金融機関というのはないんですか。

議長（齊木一三君） 会計管理者。

会計管理者（星野健一君） 47ページの指定金融機関派出所出納事務委託料についての御質問でございます。

御案内のとおり、指定金融機関については、52年の4月1日から東海銀行の指定を皮切りに、今現在では三菱東京UFJ銀行が誕生いたしまして、指定をしておるところでございます。御質問のように、ほかの銀行というお話でございますけれども、実はこの100万円については平

成17年度から毎年支出しておるものでございまして、17年度のときに調査をさせていただいた結果、今現在の三菱東京UFJ銀行だけということになっておりますので、御承知おきいただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) だからそのときに、要するにお金をもらわないと続けられませんよということで、そのためにこの委託料が支出されるようになったのが平成17年のことだというふうに私は記憶しておるわけですがけれども、その当時もそうなんですけれども、今現在も、できたらこういう業務について撤退したいというふうに、多分、思っていらっしゃるというふうに私はさきの丹羽広域の議会の中でも聞いたわけですがけれども、そんなやる気がないのだったら、やる気のある金融機関は町のおつき合いの中でないんですかね。できたら無料で、サービスでやっていただけたら一番ありがたいがなあというふうに私は思うわけですがけれども、そういう調査というのはされているんですか。

議長(齊木一三君) 会計管理者。

会計管理者(星野健一君) 実は指定金からは、いろいろと毎年、強い要望もございまして。例えて申し上げますと、今、振込手数料、一般会計分でございますけれども、そういったものを1件50円要求されておりますけれども、現在、私どもは免除ということでしております。さらに、例えば口座振替でございますけれども、315円かかるところが、今、10円で処理をしておるといようなこと。さらに派出手数料が273万円。ガードマンがついてまいりますので、273万円要求されておりますけれども、100万円ということになっておりますので、総額で今指定金として100万円をお願いしておりますので、これにかわる銀行が今すぐにはないということでございます。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 以上で、款1.議会費、款2.総務費の質疑を終了いたします。

続いて、款3.民生費から款5.労働費まで、予算に関する説明書の90ページから143ページまでであります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 96ページ、97ページ、補助金の大口町コミュニティー・ワークセンター1,350万8,000円。これは20年が2,300万、21年が1,707万2,000円、来年1,350万ということで

年々減額になっておりますが、その理由を教えてください。

それから136ページ、137ページ、報償金、資源ごみ分別622万3,000円。この中には、スタンプ制で72個に達した方に対して報償金3,000円が支払われるものが入っていると思います。これは10点たまったごとに景品も出ているわけですが、報償金の3,000円は廃止してもいいのではないかなと。スタンプ制は続けるとしても、この報償金の3,000円は何かと皆様の評判も、利用していない人から見れば、やめたらどうだという意見が多いと思います。

そして138ページ、139ページ、備品購入費、剪定枝破碎機132万7,000円、同じく3.生ごみ破碎機173万3,000円。これの設置場所、粉碎してできたものをどのようにされるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） それでは、97ページの補助金、大口町コミュニティー・ワークセンターの御質問でございます。

今年度予算が1,350万8,000円に対し、前年度予算が1,707万2,000円の減額でございますが、こちらにつきましては事務局長と臨時職員の人件費分を減額ということでございます。以上です。

議長（齊木一三君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 土田議員さんから御質問いただきました循環型社会形成費の中の報償費についてでございますが、この報償費の中には、議員御指摘の72個スタンプがたまった場合の3,000円も含んでおりますが、その他の商品というんですかね、景品というんですかね、トイレトペーパーですとか、ショッピングバッグ、ボカシ等もすべて入れさせていただいた金額を計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それからもう1点、報償金3,000円の廃止の件でございますが、昨年12月議会だったかと思うんですが、いましばらく続けるという回答をさせていただいておりますし、現時点でもしばらく続けるという回答をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、備品購入費でございます。剪定枝の破碎機、生ごみの破碎機でございますが、設置場所につきましては、剪定枝の破碎機につきましては現在の資源回収場所、御供所でございますけれども、そちらへ設置させていただき、生ごみの破碎機につきましては河北のエコステーションへ設置する予定でございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 今、剪定枝破碎機、生ごみ破碎機の設置場所はお聞きしましたけど、これでできた製品をどのように使用されるのか。答弁漏れだと思っておりますので、よろしく願いし

ます。

議長（齊木一三君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 答弁漏れでございました。ごめんなさい。

剪定枝をチップ化したものでございますけれども、22年度で100トンチップ化する予定でございます。その100トンの中で、町内で利用できる分は利用するわけですが、すべて利用できるわけではございませんので、今現在、剪定枝を処理していただいている業者へチップ化したものを搬出させていただきます。それから、生ごみの破砕機でございますけれども、イメージ的には、現在、生ごみの堆肥化している機械の手前に生ごみの破砕機がつくと。つくというところとちょっとあれですが、破砕機で処理されて、生ごみの堆肥化の機械に入るというイメージで結構かと思っておりますけれども、減容化を進めていく上で必要であるということで予算計上させていただいております。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 資源ごみ、スタンプ制ですね、72個で3,000円と。当分続けていくと言われましたけど、ある程度、資源ごみの分別という所期の目的は達成されていると思いますので、できるだけ早くこのスタンプの報償金3,000円は廃止の方向で検討を願いたいと思います。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 101ページの一番上段です。地域包括支援センター相談支援事業委託料、直営の地域包括支援センターを外部化するわけでありましてけれども、障害者や介護サービスを受けている方々に対するさまざまな角度からの包括的な相談事業をやってこられたわけです。民間の地域包括支援センターの事業に携わっている人にお伺いしますと、これは本来、行政が直接責任を持つ部署だと言いますね。それは介護とか障害の援助とかにとどまらない、生活全体の支援がどうしても必要になっていて、民間ですと、結局、行政のさまざまなサービスや援助を請うために、行政に行って相談をして、行政の助けをかりるところまで、親身になればなるほどやらなくちゃいけない仕事がふえてくると、こういうことでもあります。果たして外部化をして、町の職員がここに全然かわらないということなんでしょうけれども、どんなふうに変わっていくのか。今言ったような懸念はないのか、お伺いします。

103ページの一番下段です。吉田議員が一般質問しますが、精神障害者の医療費の助成の1,772万円が計上してあります。一体対象者は今何人おられるんでしょうか、それだけ何って

おきます。

それから、111ページの子ども手当の支給事業ですけれども、きのうテレビで見えていましたら、もう6月に支給するというのが事務作業を急がないと間に合わないんだということで、2月などの臨時議会で事務事業費だけについてはもう予算化して準備を始めているということですが、そういう事情でありますけれども、準備と申請、あるいは受給までの期間というのは、大体いつごろを予定して事務作業をやる予定でしょうか。

それから113ページから115ページにかけて、児童センターの運営事業、ここで雇人料、臨時職員6人、113ページで、115ページで児童クラブ運営事業で雇人料、臨時職員9人となっているんですが、正職員の給料はここには計上されておりませんけれども、今、児童センターなどには正規職員がいると思うんですが、なぜでしょうか。

それと関連して、116ページから次のページにかけて保育園の職員給与費の計上があります。一般職が41人、臨時保育士が40人となっておりますけれども、児童センターと保育園全体の一般職、あるいは臨時職員の配置というのは実際はどうなっておるのか。この給料表のとおりなのかどうなのか、お伺いします。以上です。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） それでは、101ページの委託料のところでは地域包括支援センター相談支援事業委託料について御質問いただきました。

現在、平成21年度におきましては、町より2名の職員が直営ということで地域包括センター、健康文化センターの2階で事務をとっておるわけですが、平成22年の4月1日からその2人が外れまして、町からおおぐち福祉会の方へ委託をさせていただきます。その際に、おおぐち福祉会の方で新たに保健師、それから社会福祉士を採用させていただくということを聞いております。町といたしましても、運営委託を行った後も、おおぐち福祉会が地域包括支援センターを適切に運営ができるように相談に応じたり、その都度、支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 103ページの精神障害者医療の対象者の御質問をいただきました。

この対象者につきましては、精神障害者保健福祉手帳の1級・2級保持者が県費対象の方になるわけですが、この方が現在32名。それから3級の方が146名で、合計合わせて178名の方がお見えになるわけですが、それ以外に対象の方としまして、手帳保持者以外で精神病床へ入院された方とかも対象にしておりますので、正確な数はわかりませんが、今の手帳の保持者としては合計178名ということでございます。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） それでは111ページ、子ども手当に関して御質問をいただきました。所によっては既に準備をという御質問ですけれども、大口町の場合、今回の補正予算でシステム改修については補正で上げさせていただいております。その広告費についても国庫が出るというような状況でございます。あと、詳細な事務手続等につきましては、1日付で3日の日に国から、昔で言う準則というのが参ってきました。ですので、それをよくかみ砕いて、大口町に合ったようにして、6月の支給に備えていきたいというふうに考えております。

それから113ページ、児童センターで御質問をいただきました。臨時職員が、まず児童センターの運営事業で6人、そして次のページにあります児童クラブの雇人料で9人と。正職員との絡みはという御質問かと思えます。正職員につきましては、児童の総務費、款項目でいきますと、3.2.1の総務費の中で一般職、ページ数でいくと109ページの一番上でございますが、8人ということで、ここに各センター1人ずつ正職員を配置しております。この中で正職員の3人分は手当がしてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから116ページ、保育園費のところでは正職員と臨時職員ということで、正職員が41人、臨時職員が40人ということでしたが、ちょっと質問の趣旨を聞き逃しておりますので、もう一度お願いができたらと思えます。恐縮です。

議長（齊木一三君） 戸籍保険課長。

戸籍保険課長（掛布賢治君） 先ほどの精神障害者医療の対象者の御説明で、少し誤ってありましたので訂正をさせていただきます。

精神障害者保健福祉手帳1・2級の保持者の32名はこのままで間違いございませんけれども、3級の方を含むということで、146名ということで訂正をさせていただきます。これは自立支援医療受給者証をお持ちの方が県の方の対象になってくるわけですけれども、3級の方も含めて自立支援医療費受給者証をお持ちの方が町単独事業の対象者で146名お見えだということで、合計178名ということでございます。

議長（齊木一三君） 健康生きがい課長。

健康生きがい課長（宇野直樹君） 先ほどのお答えの中で1点間違っておりましたので、御訂正させていただきます。

おおぐち福祉会の方で採用すると申しました社会福祉士並びに保健師につきましては、保健師はそのとおりですけど、介護支援専門員、常勤の臨時職員ということでございます。ですから、22年の4月1日からは主任介護支援専門員、それから社会福祉士、保健師、介護支援専門員、これは常勤の臨時職員、さらに障害の担当で社会福祉士が1人と、計5人で運営をしてまいりますので、よろしくお願いたします。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) 質問の趣旨が、児童センターでよくわからないということですけど、私は答弁でわかりましたので違う角度から質問しますが、引き続き、町長の所信表明演説では、これまでの保育園運営について、ニーズに応じて施設をふやし、保育士を雇用するという対処法では財源確保に限界があるという認識であると。そういうことで現場でも検討を進めてもらっているというふうに述べておりますが、どのように検討しておるのでしょうか。

議長 (齊木一三君) 福祉こども課長。

福祉こども課長 (馬場輝彦君) 施政方針演説の中の保育園の運営について御質問をいただきました。

昨年来といいますか、もう以前からあったんだろうと思うんですけども、3歳未満児、大口町の場合は、世間一般で言われる何万人という部分には該当しないかなあというふうに思っておるんですけども、昨今、やはり窓口等での申し込み、問い合わせ等々がふえてきております。以上児につきましては定員660名、もちろん未満児も含んでその定員の中で今やっておるんでありますが、未満児、この先のことを考えますと、ふえてくるだろうという予測のもとに、そういう問い合わせも実際ふえてきております。これが実際にふえるということで、要件を満たした人が全部オーケーだよということで仮に受け入れをするということになりますと、今の定員の中だけでやっていけるかということ、3年ぐらい先には定員にも達するような勢いになるのかなというふうに考えております。そうすると、全部の収入をもって充てたとしても、保育園の運営にどこかで考えを切りかえるというんですか、見直すという時期が間近に来ているのではないかなというふうに思っております。

そこで将来的にどうするということが、今現在、決めているわけではないんですが、今申し上げたような範疇の中でも運営がしていけるような体制を整えたいということで、現在、まだまだ始まったばかりではありますけれども、まず課の中でそういうことを考えてみようということで、今現在、進んでおる最中でありまして。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 田中一成議員。

2 番 (田中一成君) けさほどの新聞でも、県内では、育児放棄だとか、虐待だとかというのが1,500件とか、あるいは500件とかという数ですごいんです。私、まだ1歳になったばかりの双子を抱えている女性を知っておるんですが、ストレス、うつよりもっとひどいですね。ストレスがたまるから一時保育をお願いしますといっても、そういうお願い方をすると2時間か3時間しか休めないそうです。私は、病気になって病院へ行くだとか、何か特別な理由がないと、

一時保育も長時間預かってもらえない。それで、お母さんの勤め先の職場に行って、昼休み、おばあちゃんと一緒に食事をしてもらうとか、とにかく双子だけじゃなくても、今、働いていなくても、育児ノイローゼといいますか、1人で育児がなかなか困難な時代になっておるんです。ですから、保育園のニーズというのは働く母親だけの話ではなくて、そういうお母さん方にも極力園を開放するとか、あるいは園に来てもらって遊んでもらうとか。大口町でもさまざまなことをやっていますけどね、小さい子供さんを相手にね。あっちでもこっちでもやっていますけれども、そういうことでいよいよ核家族化をして、昔はみんな家が寄り集まって、子供が近所、隣同士で育てられるという感じだったんですけれども、今はそうじゃないですよね。母親がかり、その家がかりでやっているもんですから、本当に大変です。そういうことを見逃していくと、御飯が食べさせられなくて死にましたね、最近ね、5歳の子供ですか。そんなことも起きるわけですので、そういう意味では、保育園にかかる費用も大変なんですけれども、これは国の方もいろいろと考えてはいるんですが、抜本策はないんだけど、昔のように保育士さんの給料表を別にするというのとは一つの方法なんですね。管理職になれば、それは当然、本庁の管理職と同じ給与と。しかし、給料表は以前、別だったわけですから、そういう意味で専門職と事務の総合職との給料については別のものを考えるとかというようなことで、管理職になった保育士さん以外については、一定の年齢で一定の昇給を抑えるというようなことも、我々が読んでいる保育書の中には、そういう提言をする専門家もおられます。これが国や地方が財政状況がまたよくなれば、そんなことはやらなくていいわけですけども、保育ニーズが非常に高まっている中で財政出動せずにということになると、節約できるのは人件費しかないんです、保育事業は。手狭なところに、保育所の設置基準を緩めて、規制緩和をして、どんどん詰め込めばいいということ、極端にやったらしわ寄せは子供に行くわけですから、子供にしわ寄せが来ないということで、保育士さんに若干の給与については我慢してもらうところは我慢してもらうというような踏み込み方をしないと、現状では預けたくても待たせられる、あるいは子供たちにしわ寄せが行くということになるわけですので、そういうところの研究は私はやぶさかではないというふうに思うんですが、そういうところにも踏み込んで研究してみたらどうですか。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 貴重な御意見、ありがとうございます。

ただ一つだけ、保育士の給料表が以前は別だったというのは、特殊手当というのが上限8,000円、ほかにちょこっと特典があったんですけども、別なのは、保健師さんは以前別です。いずれにしてもいろんなことを含めて、今後、検討をしていくつもりであります。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 予防費のところでお尋ねしたいと思います。

がん検診とか、脳ドックとか、いろいろございますけれども、先ほどのところの前の部分のところ検診、脳ドック、そして人間ドックが人数が足りなくて削減をされておりました。そういうことが起きないように、もう少しいろんな啓発をしたらどうかということをおもっておりますけれども、そしてまた、がんの予防につきましては、国は50%の検診受診率という目標を、やっとここまで上げたばかりでございますが、今回、そういったところで啓発の意味も含めまして、女性特有のがんに対しては無料クーポン券が発行された。しかし、国の予算は、またそれに対しまして削減をされているという状況があります。今、大口町のがん検診率、そして今年度、新たな目標、50%の目標とはいいまして、なかなか50%まで急に受診率が上がるとは考えられませんので、まず今年度の目標とかそういうところをどういうふうに立てておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長 (齊木一三君) 健康生きがい課長。

健康生きがい課長 (宇野直樹君) がん検診の受診率について御質問をいただきましたが、実際に国の方は50%ということで目標を掲げておるわけですけど、町といたしましてはなかなか数字にはあわせない状況でございます。いずれにしましても本町の健康予防の施策の中で検討しながら、平成22年度におきましては受診率を少しでも上げるというふうに努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 無料クーポン券は、昨年度の場合は緊急対策で出ておりましたけれども、やはりこれはずっと続けていかななくてはいけないということで、前厚生労働大臣は続けていきたいというふうに御答弁をいただいておりますけれども、また新しくかわりまして、その辺のところ少し不安定な部分だと思いますが、大口町としては、ぜひこの無料クーポンに、皆さんがしっかりとがんに対する検診をしていただけるような大きな啓発の一つだというふうに考えておりますので、これはしばらくは続けて、国が無料にしていきたいとは思いますが、そういうところに来るまでは、しっかりと町がその辺を行っていただきたいというふうに思いますけれども、町のお考えはいかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 柘植議員からお尋ねのありましたことですが、今回、無料クーポン券の方を、当初、5歳刻みの中で約7割の方を見込みました。そういった中で、実

際の実績というのは大変いい数字ではないんですけども、約2割の方だけが受診されたという中で、平成21年度、そして22年度も期間の部分で引きつないでやっていくわけでございますけれども、今、お尋ねをいただきました今後の考え方については、先ほど生きがい課長が申し上げましたように、健康福祉部では一度きちんとそういったところを調べて研究してみたいということで考えております。そういった中で目標を定めていきたいと現在考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) びっくりいたしました。2割の方しか受診をされていない。やはり世界から比べますと、日本はそういったところの物すごいとらえ方が低いといいますが、健康に対する意識が低いんだなということを改めて痛感いたしました。

今おっしゃいましたように、何とかこの受診率をしっかりとアップさせていただいて、予防力を入れていくというのは大変重要な施策でございますので、次にどれくらいアップできるかわかりませんが、しっかりと目標が達成できるような取り組みをお願いしたいと思います。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 97ページのところに、額はわずかなんですが、額がわずかだもんですから気になるんですが、社会福祉法人等利用者負担軽減というのが5万円という予算がついているわけです。この制度が始まったときには、たしか10万円ぐらいの予算が、介護保険制度は平成12年に始まりましたよね、たしかね。だから、もう10年これでたつわけですけども、しかし、社会福祉法人による利用者軽減制度というのは、予算的には額が半分減ってしまっているというね、私はこれは非常に問題だと思うんです。

これはどういう制度かという、これは大変なんですよね、要件がね。六つ要件があります。年間の収入が単身者で150万円。世帯員が1人ふえるごとに50万円を加算した額以下。預貯金の額が単身世帯で350万円以下。居住の土地、家屋、日常生活のために必要な資産以外は所有していない。親族等に扶養されていない。介護保険料を滞納していない。生活保護及び旧措置者のうち軽減を受けていない。いないないだらけなんですね。この六つの要件に該当すると、介護保険の利用料を4分の1減免してもらえます。そういう制度なんですけれども、これは社会福祉法人が運営している介護老人福祉施設や訪問介護、通所介護、短期入所、こういうサービスに適用されるわけですけども、これが予算が半分になってしまうというのは一体ど

うということなんでしょうかね。たしか町単独の事業じゃないもんですから、何らかの影響を多分受けているんじゃないかなあというふうに思いますので、ぜひ伺いをしておきます。

それから、子ども手当ですけれども、111ページ、実は私のところも4月から対象になるもんですからね、いただけるということなんですけど、実は従来の児童手当は小学校6年生までなんです。今度の子ども手当というのは中学卒業するまで。しかし、児童手当には実は所得制限があったんですよ。そうですね。児童手当は所得制限があるでしょう。大体4人家族で年収800万円を超えると、多分、所得制限になって児童手当がもらえないというようなことになっていたわけですが、今度は政府が考え出したのは、所得制限なしでやるというわけですよ。ですから、じゃあどうするのかというところになるわけですが、従来の児童手当は児童手当でこの制度は維持して、子ども手当は子ども手当で出発するということだから、今までのやり方と全く違って来るわけですよ。特に、所得制限があっても支払わなくてもよかった人に対しても支払わなければならないもんですから、そういう意味でも児童手当に対する町も負担をしなければならないわけですので、その分負担がふえていると思うんですけども、一体どのくらい町が以前と比べて持ち出しになっているのか、そこら辺もちょっと伺いをしておきたいというふうに思います。

それからもう一つは、最近よく問題になるんですけども、こういう手当が支払われると、税の滞納などの差し押さえを行う。そういうことが後を絶ちません。実は私、近隣の市町の人から相談を受けたことがあるんですけども、その方はある市役所へ税の相談に行った。母子家庭の方でした。その人は、児童扶養手当が入ったらそれで払いますという誓約書を書かされたそうです、その市役所で。これはとんでもないことなんです、そういうことは。だから、この子ども手当についても、これは税務課にもお願いしておかないかんわけですが、そういう差し押さえ、そういう滞納整理のあり方というのは、私はよろしくないことになるのではないかなあということを感じるわけでありまして。

それから、もう一つ問題なのは、1月2日から4月1日までの生まれの人です。この人たちは損するんですね。要するに、中学卒業したときには、まだ15歳のままで中学校を卒業するんですね、16歳にならずに。中学校を卒業することによって子ども手当を打ち切られるんですけども、16歳になると扶養控除の対象になるんですよ。ところが、1月2日から4月1日までの生まれの人は扶養控除の対象にならないんですよ、翌年。これは問題だなあということ是非常に私は思うんですね。やっぱりこういうことも、多分、税務の当局もわかっている話ですので、ぜひ国にも意見として上げていただきたい。こういうふうに思います。

それからもう一つ、僕が聞きたいのは、117ページのところですけれども、保育園の正職員がどんどん減っていつている。要するに保育園の中の先生、先生だけじゃない、調理員も含め

てですけれども、要するに半分以上が臨時職員で今の保育園というのは維持されている。そういうことではないでしょうか。確かに保育士の数は41対40ですので、かろうじて正規の職員の方が多いですけれども、しかし、調理員さんまで入れると、調理員さんは全員臨時職員なんです。ですから、臨時職員の方が多くなっちゃうんです。これも私は異常なことじゃないかなあというふうに思うんです。せめてクラスを持つ保育士さんについては、臨時職員ではなく正規職員で持たせるなど、やはり一定のルールが必要なんじゃないかなあというふうに思うんです。それから、給食というのは臨時でつくるわけじゃないですよ、保育園の給食というのは、毎日つくるわけですので、臨時の仕事ではないんです。そういう意味でも、調理員さんを何で臨時職員でいいのかという、その意味が私にはわからないもんですから、ぜひお教えいただきたい。以上です。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、最初に社会福祉法人の負担軽減の関係でございますけれども、よく御存じですので、改めてお話しするという細かいところはないのでありますけれども、いずれにいたしましても平成12年に介護保険制度が導入されました。それ以前の旧措置者という、現実に大口町の場合もお見えになりました。そういった中で軽減を受けてみえる方もお見えになりました。その後、月日がたってくる中でそういった方が亡くなっていくという部分での減というものもあります。それからもう一つ、今、減を考えられる要因というのは、ちょっと年限をはっきり覚えていないんですけれども、要は施設入所等をした場合、当時は住所を必ず持っていきました。ところが現在の場合ですと、持っていかなくてもいいですよという形の中で、従来の市町のところへ住所を置いておると。そういった場合に家族形態、単身ではなくなる。まさに要件にはまっていけないと。そういった部分もあって、ここのところを予算計上はさせていただいておるんですけれども、実態として、まさに1件分ですけれども、そういった状況になっております。

それであと、社会福祉法人としましては、そういった要件に該当する方があれば、法人の軽減策の中でそういった方を救っていくという部分での申請等は県の方へ出されておると思いますので、御理解をいただけたらと思います。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） まず111ページ、子ども手当について御質問をいただきました。子ども手当の中で3点ほどあるんですけれども、まず従来の児童手当で所得制限があって、その所得制限を超える部分については今回は所得制限がないから、その分を町で持つ部分は幾らかと、負担があるのかという御質問だと思います。

今回、当初予算の予算書を見ていただいてもわかるように、6月支給の時点の話を上上げ

ますと、2月分、3月分というのは児童手当の部分をカウントします。4月分、5月分というのは、新しい児童手当を含んだ子ども手当を支給を6月にするということになります。当初予算の児童手当、これは2ヵ月分ですね、2月、3月。これを6掛けていただきますと、本来、子ども手当という制度がなかったら、大口町が児童手当として幾ら払うかというのが算出できます。ちなみに2億2,500万ほどあります。今回、子ども手当と2ヵ月分の児童手当を合算しますと5億7,300万という数字が出ます。町費の持ち出し分が、現行でやると936万2,000円、それで子ども手当分が5,777万円、合わせて6,713万2,000円という数字が出ます。これが町の負担額であります。先ほど申し上げた、掛ける6というのを計算しますと、町の場合、子ども手当の制度がなかった場合は5,600万ほどの負担だと。差し引きをした部分が、改正によって新しく町が負担をする部分だということになるんですけれども、この部分というのは国の方が補てんをしてくれます。款項目が全然違うんですけれども、歳入の地方特例交付金というのがあるんですけれども、従来からも児童手当が3歳以上から小学校が対象になった部分についても国が手当てをしてきておりました、この部分が従来分として1,400万入ってきております。今回、新たに子ども手当として、今、御質問があった部分については940万3,000円という手当てを国がしてくれますので、制度が変わって若干ややこしい話にはなるんですけれども、町の負担がそこに、御質問いただいたことの原因でふえるということはないというふうに御理解をください。

続いて、税の差し押さえに他市町では使われておると、そういう誓約書を書かれたというような御質問があったんですけれども、今、つかんでおる情報の範疇では、そういうものに振りかえてはだめだというのが流れてきておりますので、子ども手当についてはないというふうに考えております。

それから誕生日の話で、1月2日から4月1日生まれのお子さんの話が御質問であったんですけれども、確かに現実としては議員のおっしゃるとおりになるんですけれども、制度をどこの時点でとらえるかという話ですので、手当については中学校3年生、3月までもらえます。税金の計算は1月から。ですので、1月2日生まれの人は、手当は早くもらうんですけれども、誕生月は後に来ますので、その方の扶養の控除は3ヵ月後まで扶養控除になるということを考えれば、その人にとっては平等な話だということになるかと思っております。

(「ならん。1月1日現在」と呼ぶ者あり)

福祉こども課長(馬場輝彦君) ですので、1月1日現在で計算をしますね。ですので、1月1日の人は中学校3年生の1月1日、3ヵ月は控除になるんです。

(「ならん」と呼ぶ者あり)

福祉こども課長(馬場輝彦君) 学年は3月で終わります。ところが扶養控除は1月1日現在

ですので、計算上は3ヵ月がずれるだけで同じ話になるんだというふうに、私は税務課長ではないんですが、そのように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（齊木一三君） 保育園長。

保育長（中野幸子君） 吉田議員の質問にお答えします。

正職41人、臨職40人ということなのですが、どこの市町も同じような状況だというのは前回の議会の中でも出たと思うんですが、ここの中には休憩対応も1名入っておりますし、数字的には半々となっておりますが、21年度は育休・産休10名とっておりますが、4名復帰ということで、クラス担任の方は正職の方でできるだけやりたいと思っております。あと、育休の代替職員の方は無理を言ってクラスを持っていただく場合がありますが、一応正職でできるだけやれるように考えております。

それから調理員の方の件なのですが、調理員は1人しか正職はおりません。その中で、ことは管理栄養士の方を採用していただきましたので、臨職ではありますが、その方と1人の調理師で、子供たちの安心・安全な食を与えられるように計画も立てておりますし、危機管理マニュアルも立てておりますし、臨職さんの場合も3年勤めたら調理師の資格を取っていただくようお願いもしておりますし、春日井保健所の方から、毎年、衛生面についての研修を受けていただいたりとか、できるだけ子供たちに安心・安全で栄養価の落ちないようにというのを考えてやっておりますので、御理解していただきたいと思えます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 保育園のことだけちょっと聞いておきますけど、扶養のことはまた委員会で続きをやればいいんだけど、私の計算上はそれは違うと思っているんだけど、それはいいとして。特に、調理員さんがどんどん臨時職員になっていくというのは、私は非常に不安を感じるわけですね。特に、そういう言い方が適切なのか適切じゃないのかというのはわからんですけれども、とにかく同じ職場の中で正規職員と臨時職員が混在するということは、私は仕事をやる上で好ましいものではないというふうに思うんですね。同じ仕事をやっておいて、片一方は一定の給料がもらえ、同じ仕事をやっているにもかかわらず、こちらは臨時職員だからということで給料は少なくてもいい。臨時職員と正規職員との間でいけば、給料でまず差をつけられる。今は働いている人たちの善意に頼っている部分というのは非常に強いかなと思うんですけれども、本当に気持ちよく働いていただこうと思うのであれば、正規と臨時職員との差をつけるというのは私はよくないというふうに思うんです。じゃあ人事当局の方に聞きたいんですが、給食は毎日つくるわけであるわけですね。これは臨時の仕事ではないですよ、調理員という仕事は。それをなぜ調理員さんのほとんどが臨時職員でいいというふうに考えてみえるのか、

それだけ聞かせてください。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 非常に解釈の異なる御質問をいただいたと思います。確かにつくるのは毎日、先ほども言われたんですけど、つくっていくわけですが、必ずしもそれを正職でつくらないけないというものではないと私は思っております。今のこういう御時世の中で、臨時職員の方々にほぼ対応していただいておりますというのが何ら不自然でないような気がいたしますし、そこら辺は解釈の違いではないかなあと私は思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 臨時職員というのは、あくまでも臨時の職員じゃないんですか。これはずうっと継続している仕事ですよ。それは当然、正規の職員でやるべき仕事なんじゃないんでしょうか。臨時職員というのは、臨時的に雇うから臨時職員なんじゃないですか。私はそう思うんですよ。ただ単に、賃金の安い人にそういう仕事はやらしてもらえばいいというふうに考えているとしかそこは思えないんですよ、もし臨時職員にそういう仕事をやらしてもいいということであるのならば。私はそうじゃないと思うんですよ。臨時の仕事じゃないんだから、これは。毎日ある仕事ですので、これはやっぱり本来から考えれば、正職員がやるべき仕事だと私は思うんです。違いますか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 非常にその辺のところの町全体のありとあらゆる業務の職員数の関係にも及んでくる話かと思えますし、限られた今の職員の中で業務を分担してやっていただいておりますという中で、非常に今減少しておりますという状況の中で、皆さん、協力してそれぞれの業務を行っていただいておりますのも一つでございますし、そもそも定期的につくるものを臨時の方々がつくっていけないという考え方というのは、私は成り立たないのではないのかなというふうに思います。

議長（齊木一三君） 福祉こども課長。

福祉こども課長（馬場輝彦君） 先ほどの吉田議員、委員会でというお話もあったんですけども、特定扶養控除の話ですよ。そうすると、もう何年か前からですけども、高校、大学の間は特定の扶養でプラスアルファの控除が受けられるというお話だと思うんですけど。そうしますと、1月2日から4月1日生まれの方は1年おくれるということになるんですけど。16歳の時点では、議員がおっしゃるように1年おくれるということで、一瞬損したような気がするんですけども、逆に特定扶養が終わるとき、23歳の時点ですと、もう1年後もその3ヵ月の方は受けられるということになるもんですから。

1番(吉田 正君) 就職しちゃうので受けられんのか、実際に。だから受けられないの。わかった。大学卒業したら就職しちゃうもんで、だから扶養家族にならないの。だから1年おくれるというのは、それは無理なの。

福祉子ども課長(馬場輝彦君) 4月から普通に働いて、扶養を超える給料をもらってみえる方については議員のおっしゃるとおりですね。ただし、それ以外の方については受けられるということになるかというふうに思います。追加で恐縮です。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 酒井廣治議員。

6番(酒井廣治君) ちょっと2点ばかりお聞きしたいと思いますが、私の聞き間違いならごめんなさい。

97ページにあります、おおぐち福祉会というのがございますが、1,771万6,000円。これについて、少し詳しく御返答をお願いしたいと思います。どんな内容かということですね。

それから129ページ、保健衛生総務費のところですね。テレビ電波受信アンテナ設置とありますが、昨年も15万円の設置がしてありますけど、保健センターには一体何台のテレビがあって、どういうふうに今後やっていくんですか、地上対応にするために。ことしも15万組んであるんですが、去年も15万組んであったんですが、その点をお聞かせください。

139ページの有機資源(剪定枝)再生委託料というのがございます。去年は752万6,000円だったと思いますが、ことしは1,059万1,000円と250万ばかり多くなっておりますね。これはたしか昨年だと思いますが、途中の補正予算でまた300万くらい足らなかったというような予算を組んだ覚えですが、その下に剪定枝破碎機というのを、先ほど土田議員から質問がありまして、機器を導入すると。豊田に設置するというお話でございましたが、この状況を一遍ちょっと御説明をお願いしたいと思います。以上です。

議長(齊木一三君) 健康生きがい課長。

健康生きがい課長(宇野直樹君) それでは97ページの補助金、おおぐち福祉会への補助金でございます。本年度予算が1,771万6,000円ということで、その内訳でございますが、大口町地域包括支援センター事務所の建築補助金でございます。建築主体としましては、社会福祉法人おおぐち福祉会。建築場所につきましては、知的障害者授産施設、通称「ハートフル大口」の敷地内でございます。建築構造につきましては、現在、予定でございますけど、鉄筋コンクリートづくり、コロニアルぶき平家建て事務所。建築面積が55.2平米、約55平米でございます。建築費につきましては1,411万、税込みで1,481万5,500円の予定をしております。さらに、その事務所の建築設計及び監理費に160万円の予算計上をさせていただいております。さらに

は、地域包括支援センターにおける公用車ということで、100万円の軽自動車を予定させていただいております。最後に包括支援センター内の備品でございますが、訪問される方、相談に見える方の机とかいすですね、そういうものを30万円の予算計上をさせていただいて、合計1,771万6,000円ということでございます。

続きまして129ページ、こちらも補助金でございますが、テレビ電波受信アンテナ設置ということで、これは健康文化センターのテレビではございません。電波障害と申しますか、共同アンテナを利用している方の地上デジタルテレビ放送を受信するために、テレビ電波受信アンテナを新たに設置するのに必要な費用を補助するものということで、本年度につきましても、限度額が3万円ということで5軒分、計15万円の計上をさせていただいております。よろしく申し上げます。

議長（齊木一三君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 酒井議員さんより御質問いただきました剪定枝の件、資料ページ、139ページでございますが、剪定枝の再生委託料についてお答えさせていただきます。

この再生委託料でございますが、予算が1,000万。昨年の当初予算が700万で、300万ほど多くないかという御質問が一つあったかと思えますけれども、この300万分につきましては、平成21年度12月補正でお願いしております300万を加えさせていただきまして、昨年と同量进行处理するという計算をさせていただいておりますので、1,059万1,000円計上させていただいております。

それから、破碎機の関係でございますけれども、破碎機につきましては、今現在、剪定されたままの状態で岐阜県の業者まで運んでいただきますと、実は10トン車に6割、6トン程度しか積めません。空隙があき過ぎまして6トンほどしか積めませんけれども、この破碎機で破碎した状態、いわゆるチップ化させていただきますと、10トンに近い数字が運ぶことができまして、1車当たりの積載量がふやすことができるということで経費の削減と、さらにチップ化を大口町で行いますと、処理費がチップ化しないものと1万3,650円、1トン当たりかかるわけですが、チップ化したものを持ち込む場合、1トン当たりの処理費が半額の6,825円であるということでございますので、チップ化させていただき、先ほど土田議員さんの質問にもお答えさせていただきました減容化、さらに岐阜県の業者が行っておった作業を大口町で行うということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 先ほど質問があった関連になりますが、139ページ、生ごみ破砕機でございしますが、これはエコステーションの方に設置し、現在の生ごみ処理機の方へ破砕したものを投入されるだろうというふうに推測いたしますが、それで間違いありませんでしょうか。

それで、その場合に、既にそのようなことを給食センターの方では行われていたんじゃないかなというふうに記憶を今しておったんですが、定かじゃございませんが、学校給食センターの方にはたしか絞り機があって、絞った生ごみを破砕して、そしてそれを投入するという手順を踏まれていたような記憶をしております。とすると、どういうことが発生するかといいますと、生ごみ破砕機でそのまま破砕したのを投入すると、どろどろのまま入ると。多分、これは300キロ投入だと思いますので、学校の方の場合は毎日50キロずつ6日間、6日間といっても5日間かもしれませんが、これも300キロ投入の機械だったと私記憶しております。したがって、学校の方はどろどろじゃなくても発酵がしていた。いい状態で発酵していたと私は記憶しておりますが、河北の方はどろどろのままですから、どうしても腐敗をしてしまう。そこに問題があるんじゃないかということ指摘をしたことがありましたら、腐敗も発酵である。それはごもつともなことですけども、そこをどう見るかだけでございしますが、生ごみを破砕されれば、余計水分量が出てくるわけです。そこら辺の処理方法がどうされるか。そしてまた、作業工程はどういうふうに行われるのか。300キロを一遍に破砕してしまっ、それを入れるという作業方法というのは大変な労力を、これは1台の機械についてですよ。3台とも行われるということになればどうなっておるのか、そういうことについても考えてみえるのかどうか。

議長（齊木一三君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 酒井久和議員さんよりいただきました御質問、生ごみ破砕機の関連質問かと思しますので、順を追って説明させていただきます。

今回、入れさせていただきます機械は1台です。1台を前処理、いわゆる生ごみを今までですと直接処理機に投入しておったわけですけども、その手前で処理をする。洗濯機のようなイメージをしていただければ結構かと思うんですけども、投入口から入れたものが破砕されて、入り口から出すわけではなくて下へ出す。いわゆる下水なんかで使うディスポーザーのイメージをしていただければ結構かと思うんですが、途中で破砕して、入れたものが破砕されて堆肥の機械へ入るということとございしますので、前処理を少し行うという程度で、入れたものを破砕して、破砕したものを出してまた入れるという工程ではございません。通すという工程で進める予定をしております。

それから、水分の関係で質問されましたんですが、今、河北のエコステーションで使わせていただいております機械につきましては、水分が発酵に必要であるということとございしますので、

当然、生ごみを焼却ですとか、また違うシステムへ移行しようとした場合に、水分が不要な場合と発酵に水分が必要な場合がございます。河北で使わせていただいておりますシステムは水分が必要だということでございますので、脱水をせずにそのまま処理するというので、先ほどお答えさせていただいたとおり、入れさせていただくものを減容して、かさを減らして投入するというを考えております。

それから、給食センターの件については私からお答えするわけにはいきませんし、私の知っておる範囲では、堆肥の機械を1個置いていただいて、給食で出たものを堆肥にしておっていただけるというお答えだけにさせていただきます。内容については、申しわけございません、私からお答えしません。以上でよろしかったでしょうか。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 河北の堆肥に関しての破碎機の件ですけれども、腐敗をすとかそういった理由ではなくて、河北にできました70世帯のマンションの方が自発的に私たちも堆肥化に協力したいという申し出がありまして、ただ、今の状態では、なかなか堆肥の機械にそのまま投入するというのが能力的に難しいということで、いろいろ検討した結果、破碎機で減容することによってそれを受け入れることができるという理由で、今回、予算を計上させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

1 1 番（吉田正輝君） 135ページ、下の方に可燃ごみ収集業務委託料が、去年はたしか2,300万だと思ったんですが、ことし3,400万。これは毎週、週2回、回収するごみのことでしょうか。この原因と、その下に可燃ごみ収集手数料徴収委託料というのが240万あるんですが、これはどういうものかということです。ちょっと教えていただきたいんです。

それと上の方に、犬猫等死体処理業務、これは毎年70万とか90万とあってあるんですが、これは年間何件ぐらい処理しているか、ちょっと教えてほしいと思っております。

それと、今、酒井議員も尋ねられましたけど、生ごみ破碎機のこととちょっと僕もお聞きしたいんですが、その機械というのは、あれは3台ありますね。それに対して直接投入ということは、1台の機械より入れられないということですね。移動して3台にやっつけていけるんですか。それをちょっと教えてほしいということと、というのは破碎するには、量は減量ですが、今までも例えば大根1本が来ておったと。そうすると、大きいから入らんでそれを手で切っておったと。そういうようなことも聞いておったんですけど、そういうために入れるんですね、細かくするために。それをちょっと教えてほしいと思っております。

それと、その下に資源ごみ回収事業助成金というのは、僕、前に聞いたような気がするんだけど、これは各区へ量に応じて配分される助成金のことですか。交付金の1番、139ページの上から3分の2ぐらいのところにある交付金、資源ごみ回収事業助成金、これの内容をちょっと教えて。以上です。

議長（齊木一三君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 吉田正輝議員さんに御質問いただきましたので、一つずつお答えさせていただきます。

まず、資料135ページの可燃ごみ収集業務委託料と可燃ごみ収集手数料徴収委託料について、回答させていただきます。可燃ごみ収集業務委託料につきましては、昨年よりも1,000万近く上がっております。この原因でございますけれども、これは平成21年から3カ年をかけて、江南丹羽環境管理組合の焼却施設が大規模改修に入っておるわけですけれども、その大規模改修の際、22年度と23年度ですが、約3カ月程度、一定期間でございますけれども、炉が今2ルートあるわけですけれども、1ルートを完全にとめて改修工事に入ります。ということは、今現在、持ち込んでおる可燃ごみが持ち込んで処理できなくなるということで、江南丹羽でいろいろ協議して決定されたわけですけれども、大口町から出る可燃ごみは、いつか小牧岩倉焼却場へ運ぶ、運送をかけます。その陸路分が3カ月分上げさせていただいております。3カ月分で全部で1,000万かという、そういうわけではございませんけれども、定期ルートと特別ルート、いわゆる3カ月間、先ほど申し上げた焼却場が変わるものですから、そちらへ運ばせていただくというようなことで、回数も当然ふえてきますし、距離もふえてきますので、その件分を見させていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、可燃ごみ収集手数料の徴収委託料につきましては、今、大口町、可燃ごみ袋を収集手数料で各お店にお願いしております。各お店にお願いしておりますというのは、スーパーですとか、家庭系の可燃ごみ袋ですけれども、売っていただいておりますので、手数料を徴収していただけています。その手数料を支払わさせていただいておりますものがこの金額でございます。

それから、生ごみの関係で大根が出てきたわけですけれども、わかりやすい話で、大根だけでさせていただきますと、大根が3本並んでおりますと、当然、真ん中に空隙でできるわけですね、大根そのものの空隙ができる。その空隙を使って、先ほど副町長がお答えさせていただきました、入れられる量をふやしていくということでございます。ですから破碎して、先ほど副町長が申し上げた、地元というんですかね、そういうことなら私たちもやらせてくれという方がお見えになりまして、その方たちにおこたえできるように、また本来の生ごみの堆肥化がそこにあったということを考えたときに、なるべくそこを対応できるようにということで考えさせていただいた手法でございます。

犬猫の関係でございますけれども、この犬猫につきましては道路上なんかで、春先ですとか秋口に結構多いんですけれども、猫ですとか犬が結構車にはねられて、そのままになっておる。はねられたこと自体問題ないんですけれども、放置してあることによって交通事故を誘引する。そこら辺がありますので、今現在は業者の方に、宿直でもそうですし、今、役場の窓口へお見えになってもそうなんです、こういうふうで死んでいるという連絡をいただいたときには、業者へファクスをすぐ入れさせてもらいます。そうしますと、業者がそれを回収して、そのまま尾張北部聖苑へ持って行っていただけます。これが今、1年365日、土曜、日曜も対応できるようにしてございますので、土曜日が回収して尾張北部聖苑まで5,000円ちょっとですかね、平日だと3,000円ちょっとということで、回収から尾張北部聖苑まですべて完結できるようにさせていただいております。昨年ですと、全部で74匹処理させていただいたですね。犬猫の関係はそういう形で、先ほど言った交通安全の問題と環境衛生の話。夏場ですと傷みが早いものですから、そこら辺もございますので、なるべく早く処理できるような予算を組ませていただいております。

139ページの資源ごみ回収助成金でございますが、議員御指摘のとおり、区への助成、さらに集団回収していただいております。学校で行っていただいたり、団体で行っていただいたりして、集団回収を行っていただいております。それに対する補助金でございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) もうちょっと聞きたいんですが、今の生ごみ投入ですね。機械とは、トラックの上から中へ、今まででもこうやってバケツでほうり込んでみえたんですわね。それをまたその破砕機にかけてやるということは、そのまた上からこういうふうにして、下からその機械へ入るんですか。大きな機械だったら、ちょっと見なわからんですが、そういうことができるんですか。移動できるのか、固定してしまうのか、ちょっと説明を。

議長(齊木一三君) 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長(杉本勝広君) 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど、酒井久和議員に回答させていただいたのがわかりにくかったかと思いますので質問になったかと思うので、洗濯機の話までさせていただきましたけれども、洗濯機のイメージをしていただきまして、投入口は腰の高さですので、作業に対しては今とほとんど変わりません。ただし、洗濯機のようなものをくぐりまして、先ほどそのまま入るというように、多分そんなようなニュアンスでしゃべったんですけれども、そのものは行くんですけれども、下に再度バケツを置きます。ですから、バケツから破砕機、バケツ。そのバケツを入れるという形

後刻訂正発言あり

ですね。ですから、作業していただく上で非常に重労働とかそういうこともございませんし、高さを思い切り上へ、脚立で持ち上げるとか、そんなこともございませんし、ワン工程がふえるという程度で今考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

11番(吉田正輝君) 先ほど説明で、河北の住宅が協力するというので、これは結構なことではあるんですが、町長の施政方針で、可燃ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化等と書いてありますが、この可燃ごみの中の堆肥化ですね。こういうことを書いてありましたが、これだといいたから全町的に広げるとか、そんなような予定は組んでみえるんですかどう、この件に関して。

議長(齊木一三君) 森町長。

町長(森 進君) いろいろごみについては、今、課題というんですかね、期限を待って、あるいは期限を待つ前に、方向づけをしなきゃならない問題があるかなというふうに思っています。それは2市2町の新しい処理場の候補地の話に始まり、これは広域の話ではありますが、大口町としては今も進んでおりますごみの分別による後の対応ですね、そういうもの。さらには生ごみの堆肥化。これは、町民大会というんですか、そういう中で現ごみの処理場の中に持ち込むごみの量を20%削減をしようという町民宣言があったということも含めてですけども、そんな中で取り組みをいろいろしておるわけですけども、前の議会だったと思うんですけども、やはり我々がいろいろ知恵を出してごみの分別に取り組む。さらには、それについて対応していく。それが思わぬ数量が入ってきたりとかいうような現象があるわけです。これについていろいろ御意見もあるようですけども、そうではなくて、やはりごみの分別をするというのは、どうも一般的に、すればするほどお金がかかるのかなあという感じを受けております。しかし、これをやらないと、ごみの減量、あるいは焼却ごみの減量にはつながっていかない。そういう中で、今の話で2市2町の処理施設についても検討がされておりますし、それから大口町独自の問題として、今言いました生ごみの堆肥化、さらにはごみの分別、これの徹底が大口町が掲げておる循環型社会への方向になるというふうに思っています。それぞれ地域の皆さん、さらにはそこにかかわっていただける皆さんの御了解を得がてら、こういうものを大口町全域に輪を広げていきたいというふうには考えています。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 以上で、款3.民生費から款5.労働費までの質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、ここで3時25分まで休憩といたします。

(午後 3時15分)

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時25分）

議長（齊木一三君） 会議を再開する前に、地域協働部参事より発言を求められておりますので、許可します。

地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 先ほど、吉田正輝議員さんより御質問いただきました犬猫等死体処理業務委託料の件で、ちょっと間違った数字を申し上げましたので、訂正させていただきます。

処理費でございますけれども、平日が6,300円、休日が8,400円で犬猫死体処理をしていただき、尾張北部聖苑まで運んでいただくわけですが、年間100頭分を予算計上させていただき、73万1,000円の予算を計上させていただいております。訂正しておわび申し上げます。

議長（齊木一三君） 続きまして、款6.農業費から款9.消防費まで、予算に関する説明書の142ページから175ページまでです。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 146、147ページ、農業公園構想、BDF成分分析業務委託料32万円。このBDFにつきましては、私もトラクターの燃料として利用させていただいておりますが、大変においもなく、快適に使わせていただいて、大変いいものだなあと考えておりますが、その製造量、どのようにまたそれを活用されているのか、お尋ねをします。

続きまして162、163、国土調査事業789万4,000円。国土調査の場所はどこでしょうか。

そして164、165ページ、公園維持管理委託料1,350万円。これは一括なのか、個々なのか。多分個々であろうと思いますが、どこの公園で、委託先がどこで、委託料はどれくらいか、お聞きをしたいと思います。

174、175、災害対策費、工事請負費の5番、耐震性貯水槽等撤去工事費1,700万円。これは南小学校の敷地内にあり、新校舎建設の邪魔になるため取り壊すものと思いますが、貯留槽はどのような目的でつくられたものなのか、教えてください。以上です。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） BDFについての製造量とその利用ということで質問いただきました。

ただいまBDFにつきましては、給食センターとオークマから出ます廃油を利用させていただきまして、BDFをつくるという形になっております。毎月、給食センターからは150リッターほど、オークマからは毎週ですけれども、100リッター前後のものを納入していただいて、それを処理しております。処理されたものにつきましては、土田議員初め農業者の方のトラクターの燃料と、一番今多いのは、温室のボイラーの燃料として使っていただいております。現在の量といたしましては、出し入れいたしまして、ただいま手元に残っておりますBDFは28リットルということで、つくったもの、出したもの、順調に進んでいるかなとは思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） 土田議員さんより、163ページの国土調査事務等委託料の755万についての御質問をいただきました。

場所はということですが、これは城屋敷一丁目という新町名地番となりますところで、今の小口字山中・城屋敷・宮之前というところの約9ヘクタールを行うものでございまして、21年度に引き続き調査事務をしていくという内容でございます。

それから、165ページの公園維持管理委託料1,350万の内容でございますが、都市公園、それから堀尾跡公園、小口城址を含めまして、それから児童遊園の委託料も含めまして、そのトイレ清掃とか、小口城の常駐の係員を置くという内容。それから、堀尾跡ですと水系施設がございまして、その維持管理。それから、ライトアップを桜の時期に行いますが、そういったもの。また、公園全般の除草とか消毒、そういった委託料を計上しております。以上であります。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 175ページの工事請負費、耐震性貯水槽等撤去工事費、この設置目的ということで御質問を受けました。

南小学校の今回の改築、建てかえですが、それに伴いまして、校舎の方が南の方に建設されるように計画をされているようですが、運動場の南西に飲料水用の耐震性貯留槽があります。災害時に被災者の飲料に使うための目的で、南部区域といいますか、大口中学校にも1基あるものですから、南部の方で飲料用に使用していただければというもので、これは平成7年の阪神・淡路の大地震が起きてから、7年度の事業で設置したものであります。

それと、体育館の南に学校の農園がありますが、そこに農業用水を利用した耐震性貯留槽があります。これは農業用水を引っ張ってきているということもありまして、生活用水という目的なんですけど、災害時にトイレの流し水に使うとか、あるいは手洗い、衛生的にきれいな水とは言えないものですから、その範囲内で使える水ということで設置したものであります。以上

です。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 土田進議員。

8 番 (土田 進君) B D F につきましては、20年の3月に一般質問をさせていただいておりますが、大口町は菜の花の栽培から始まり、最後は、最終使用したものを精製してB D Fとして、そのできたB D Fで町内の循環バスを走らせるという構想ですね。循環型社会を目的とした構想を愛知県に対して提出しておりますが、その構想のその後はどのようになっているのか、お尋ねをします。

そして、国土調査の方ですが、まだ今後、国土調査をする場所が残っているのか、どれぐらいの面積が残っているのか、お教えをいただきたいと思います。

そして、先ほど公園維持管理委託料のことで聞きましたが、場所は聞きましたが、委託先はどこなのか聞いておりませんので、委託先、あるいは委託料がわかれば教えていただきたいと思います。

また、南小学校にある貯留槽の撤去ですが、災害時の飲料水として必要なもの、地域の安心・安全にとって欠かせないものであれば、この後、ほかの場所に建設される予定はあるのか、お聞きしたいと思います。

議長 (齊木一三君) 建設農政課長。

建設農政課長 (鶴飼嗣孝君) ただいまB D Fの中の菜の花を利用したということで御質問いただきました。

菜の花を景観用と油用で植えていただける方を募集しておるんですけども、今、植えていただいている方は、残念ながら景観用の花しか植えていただいておらず、油がとれるような菜の花の方を利用していただいていた畑に植えていただける方が見えないもんですから、現状として、菜の花から油をとるということはちょっと進んでいない状況でありますので、よろしく願いいたします。今後については、余野の一部の方とか、やってみたいという方とお話がありますので、そちらの方とお話できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 (齊木一三君) 建設部長。

建設部長兼都市整備課長 (野田 透君) 国土調査についての御質問でございますが、残りのところではありますが、中小口の一丁目、二丁目という新町名というところになりますが、中小口のほとんどが残っているということで、その面積は20ヘクタールほどでございます。

それから、維持管理の委託先でございます。これはコミュニティー・ワークセンターを中心に、それから剪定・除草等、消毒等につきましては造園業者の方へ委託をする予定でございます。また、水系施設の掃除とかにつきましては、ジェットクリーナーといたしますか、そういっ

た機械を持ってありますところへの委託となります。それから、ライトアップにつきましては町内の電気業者さんという予定であります。以上であります。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 飲料用の耐震性貯留槽の撤去にかかわりまして、今後、建設するかどうかという御質問であります。今現在、校舎の位置、あるいは体育館、あるいはプール、そういったものがまだ確定ではないと聞いておりますが、当然、支障になった場合を考えて予算措置もさせていただいておりますけれども、その動きを見がてら、あるいは貯留槽を壊すにも、補助をいただいたもんですから、承認が必要なわけで、承認の申請について、今、協議をしておる段階であります。

今後なんです、飲料水が、先ほど言いましたけれども、大口中学校、あるいは河北には4,600トンのタンクがあると。これも耐震でありますけれども、そういったものの利用。あるいは大口町には水源がありまして、大屋敷に一つと堀尾橋ですか、あそこにも水源があります。そういったような利用。あるいは、改めて1基、南部地域につくるべきか。そういったことをいろいろ検討させていただきたいと、そのように今のところ考えております。

壊すことになった場合ですが、住民の方に災害用に飲料水をふだん確保していただくように、そういった広報もしていきたいと。そのように考えております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 菜の花の栽培を今やってみえないということで聞きましたが、農業者の方に一部お願いされているのは、菜の花ではないですか。景観用ですか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

8番（土田 進君） わかりました。

それから、今、南部にあります水槽を撤去するということだと、やっぱり災害時に一番人間が生きていくために必要なものは水だと思いますので、災害時のことも考えて、水の確保に努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 先ほどの関連ですけれども、165ページの公園遊具点検の委託のところでございます。遊具は点検をされるということでありまして、公園維持管理、ここにはトイレの清掃、除草ということですが、点検をされるときに、例えばブランコは子供さんがしょっちゅう乗られますと下が掘れてきますよね、土が。そういったふうになりますと、

水がたまって利用できにくいということもあります。そういったところは点検、そして維持管理のどこかに入らんでしょうか、そういうところの点検は、お尋ねしたいと思います。

それから175ページ、一番最後のところの補助金で防災対策、転倒防止ということですが、これももう少し詳しく御説明をお願いいたします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） 柘植議員より遊具点検につきましての御質問でございますが、5番の公園遊具等保守点検委託料につきましては、今言われましたように、遊具の点検のみでございます。先ほど具体的に、ブランコの下に穴があいた場合のという形でございますが、それは修繕料の方で予定しておりまして、そちらの方での対応をさせていただいております。中には気づかないというか、点検をしておるわけですが、そういった箇所があるかと思っております。そういった場合には、担当の方までお申し出いただければ、すぐ対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 175ページの防災対策補助金について御質問をいただきました。

この補助金につきましては、家具転倒防止等対策補助金ということで、地震によります被害を未然に防止するため、居宅の安全な空間を確保する対策をとる世帯主に対して、必要とした費用の3分の2の額、1万円を限度とさせていただきますが、これを補助することによって防災意識の高揚、あるいは被害を最小限にとどめようというものであります。補助対象期間を2年間と限定しまして、その間に町民の地震対策に対する関心を高めようというものであります。対象となりますのは、家具転倒防止器具を取りつける、あるいは家具に食器等の落下防止器具を取りつける、それからガラスの飛散防止フィルムを取りつける等でございますが、町内の業者、あるいは販売店に限りまして、1世帯に1回ということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 転倒防止のそのものだけではなくて、例えば前にも提案させていただいた、高齢者の方たちがそれを買ってきても自分で取り付けられないというときに、業者をお願いをしているわけですかね。そして、その全部含めたお金の中の3分の2の上限が1万円ということでしょうか。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） この補助金は、今、議員さんが言われたとおり、購入だけによるものじゃなくて、自分で施工されずに業者というか、そういった方に発注された場合も、領

収書を用意していただければ対象とさせていただきます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) 業者は前もってそういうお知らせとかをされるんでしょうか。それとも自分でどこか気に入ったところへするというのか。その辺のところと、そしてまたワークセンターのようなところをお願いをしてやっていただくのか。その辺のところももう少し詳しくお願いします。

議長(齊木一三君) 町民安全課長。

町民安全課長(前田正徳君) 特定の業者さんと言われましても、私どもははっきりつかんでおりませんので、議会でお認めいただいた場合に、早急にPRをしていこうと。広報無線等で周知を広くしていきたいと思います。以上です。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 酒井久和議員。

14番(酒井久和君) 151ページの商工業振興事業の中で緊急保証制度融資保証料並びに緊急保証制度利子補給につきましては、前年度と比べると、たくさんの予算が計上されております。御案内のとおり不況でございますので、中小企業に対する対策については積極的に御支援をいただきたいというふうに思っておりますが、どんな状況になっているのか。そしてまた、金融というのは借りたい人が借りられなく、借りたくない人に銀行は貸すというのが一般的なような気がいたします。そういうことのないように進めていただきたいと、こういうふうに思っております。よろしくその辺のところを御配慮願いたいと思います。

もう一つ、先ほどのBDFについて、ちょっと関連で質問させていただきたい。147ページです。これについては、回収の方法、先ほど給食センターとオークマからということを知りましたが、回収方法はどのような業者がやっているのか。そして、それに対する手数料、あるいはでき上がった油の輸送について、あるいは売却しているのか無料なのか。そこら辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

議長(齊木一三君) 地域振興課長。

地域振興課長(平岡寿弘君) 今、酒井議員からお尋ねをいただきました商工業振興資金等の関係でございますけれども、予算につきましては本年度の実績に準じまして、かなり増額をさせていただきます。と申しますのは、御存じのように、昨年度、9月、11月と2回の補正をお願いしまして、その都度、資金繰りができるようにという形で、資金の方を用意させていただいたところであります。21年度の状況でございますけれども、商工業振興資金保証料補

助につきましては30件、融資額につきましては補助額が1,223万4,900円、商工業振興資金の利子補給補助につきましては22件で247万6,400円、それからセーフティの関係でございますけれども、緊急保証制度の融資保証料補助79件でございます。また、緊急保証制度の利子補給が58件で1,118万5,500円というような執行状況でございます。まだまだ厳しい状況でございますので、次年度におきましても本年度実績に近い数字が上がってくるかなということで、今回、その金額を計上させていただいておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

また、金融との調整ということでございますけれども、やはりなかなかいろんな制度を活用されておる中で、難しい状況にあるということもお聞きをしております。そういう中で、私も先般、小牧市におきまして、保証協会さんが入りまして、制度の利用ということよりも制度の活用、例えば償還をかけて、そういう部分の中で一時的な余裕を生み出すとか、そういうような制度活用の部分についての研修会を受けてまいりました。そういうことも含めまして、新年度におきましては、4月早々に商工会さんの方とも連携をして、そういう制度活用についても皆さんに御案内をしていきたいという予定でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） B D Fの関係で、回収方法と売り払いということで御質問です。

回収につきましては、コミュニティー・ワークセンターの方へ委託しておりまして、週1回、回収しております。それを職員の方がB D F化の作業をいたしまして、それを取りに来ていただく。個人それぞれに取りに来ていただいて、リサイクルセンターの方で処理しておりますので、その場でお渡しするという形になっております。現在のところは無料で行っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 先ほど金融のことについては答弁いただきましたが、大変中小企業は苦慮しておりますので、ぜひともひとつ融資の活用、融資ができるように御指導を願いたいと、そういうふうに思うわけでございます。

そして、またB D Fにつきましては、これはそうすると一般廃棄物で処理をされておることによろしゅうございますか。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 有価物でということだそうです。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 一般廃棄物と産業廃棄物の2種類があるかと思いますが、どちらで処

理をされているかということをお聞きしたわけですが。

議長（齊木一三君） 地域協働部参事。

地域協働部参事兼環境課長（杉本勝広君） 廃棄物の関係は私から回答させていただきますけれども、今、建設農政課長が申し上げたとおり有価物でございますので、もう入り口から廃棄物ではございません。有価物で買わさせていただいて、それを処理しております。ですから廃棄物ではございませんので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 1点だけ聞いておきたいんですが、ことしというか、この冬も雪がたくさん降ったわけですが、いつもだったら橋のところににがりをまいていただいたりとかということがあると思うんですが、ことしはそういうことが私はなかったような記憶があるんですけれども、そういう予算というのはきっちり確保してあるんでしょうかね。橋梁の維持管理事業だとかそういうものの中に入っているのか、それとも道路維持管理事業の中に入っているのか、ちょっと私よくわからんのでいかなのですけれども、特にことし雪が多かったわけで、あちこちガードレールもいかれておるところもまだまだ見受けられるわけですが、そういう寒さ対策というのがことしはちょっと鈍いんじゃないかなあということを感じたんですけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 除雪につきましては、業者からの報告をいただいております、年末に2回、ことしに入ってから2回、対応しておるということで請求もありますし、確認もしております。

（「にがり」と呼ぶ者あり）

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 除雪剤をまくという形をやっていただいております、委託内容としましては、まくという仕事をトラックの借り入れから人夫賃という形で時間単位で委託しております。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 一つだけ聞いておきます。期限があるもんですから、道路のいろんな協議会にも入って、道路整備の促進方を県の方にも働きかけていただいておりますけれども、県道斎藤羽黒線は、いわゆる岩田工機の横はちょこっとうしてもらいましたけれども、約束だ

った兼房前の用水路のふた。今やるか今やるかとずうっと待っていましたけれども、3月いっぱいでは今年度は終わっちゃうんですけれども、今年度じゅうにやってくれるという話でしたけど、どうになりましたでしょうかね。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） 斎藤羽黒線のふたかけの件でございますが、お約束どおり今年度以内に、しばらくお待ちください。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正輝議員。

11番（吉田正輝君） 143ページ、農業委員会の報酬についてちょっとお尋ねしたいんですが、一般のこういう報酬は大体5,900円ぐらいで終わっているんですが、これはかなりそれより多く出ているように思えるんですが、いろいろと行政の方も給与改正とかいろいろなことで努力しているいろいろ下げてみえます。そういうこともありますし、聞くところによると、農業委員は農地転用の相談等もしてみえるようですが、それにしてもちょっと高過ぎるんじゃないかというように思いますので、一度どのように考えてみえますか、お尋ねをいたします。

それと169ページ、旅費、費用弁償のところ、訓練、火災出勤として295万ありますね。それと、その次の171ページに訓練、火災出勤で245万ありますね。これは県操法大会と書いてありますが、これは同じことを書いてあるんですが、どう違うんですか。操法大会にも火災出勤というのをやってみえるんですか、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 建設農政課長。

建設農政課長（鵜飼嗣孝君） 農業委員さんの報酬について質問いただきました。

農業委員さんの報酬、会長、月1万6,000円、委員、月1万4,000円となっております。これは月額ということで、通常ですと1日5,900円とかいうことで報酬を計算されておるんですが、農業委員さんにつきましては会議のほかに、農地法の3条、4条、5条の申請があった場合、それぞれの方が審査するという形があります。あと、昨年度、農地法が変わりまして、農業委員会におきまして農地のパトロール、休耕田対策等、今後、いろいろ仕事がふえてきますので、逆にこの金額では気の毒なように思っておりますので、よろしく願います。

議長（齊木一三君） 町民安全課長。

町民安全課長（前田正徳君） 169ページの費用弁償、訓練、火災出勤と171ページの県操の関係ですが、訓練、火災出勤ということで御質問を受けました。

169ページの方は消防団活動の中での訓練、あるいは火災等の出勤であります。その手当てがあります。171ページの方は県消防操法大会への出場事業ということで、火災はありません。

訓練のみであります。この細々節ですけれども、1番が訓練、火災出動という項目となっておりますので、それでここに火災出動が出ておるということであります。ですので、電算上、コンピューターの上では、1番を使うのであれば訓練、火災出動が表示されるということになっておるわけです。紛らわしいということでありましたら、また次回から直させていただきますので、よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正輝議員。

1番(吉田正輝君) 農業委員のことは、僕らが知っている範囲では、月に1回ずつ役場へ来て、2時間ぐらい打ち合わせして帰られるので、それだけだと思った。それと、ちょっと相談事があるということに思っていましたので、それだけ仕事がふえればやむを得んと思います。どうもありがとうございました。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 以上で、款6.農業費から款9.消防費までの質疑を終了いたします。

続いて、款10.教育費、予算に関する説明書の176ページから221ページまでであります。ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田正君) 1点だけお尋ねしておきますが、全国学力テストなんですけれども、きょうも新聞報道はあるわけですけれども、愛知県は参加率は一番最低だというふうで、25.何%だったと思うんですが、大口の小中学校の状況はどうでしょうか。

議長(齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長(近藤孝文君) 大口の学校について、現状をお話しさせていただきます。小中4校のうち1校が当たりました。その学校の名は伏せておきますけど、他の3校につきましては同じくテストを受けて、夏休みに独自の採点をさせていただくということです。なお、採点の内容につきましては、教職員の方が負担にならない程度の採点方法になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田正君) 当たったところは仕方がないと思うんですけれども、当たらなかったところは、なぜわざわざ参加するというふうで手を挙げられたんでしょうか。

議長(齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 学校連絡会の席上、各校長先生にお聞きして、その旨希望がありましたので、そのように申し込みをさせていただきました。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 採点そのものには、先生方に負担をかからないようにと言われますけれども、それは負担なんですよ、もう既に。テストを受けること自体が、もう授業の時間数をつぶすことに私はなるんじゃないかなあというふうに思うんですね。だから、そういう意味では、全国学力テストというのは受けても受けてもどっちでもいい試験なわけですから、ことしからは抽出して、大規模校、中規模校、小規模校、それぞれのランクの中から抽出されて、そのところだけ受ければいいというふうに変わったわけですので、わざわざ手を挙げてまでやる必要性が一体どこにあるのか、私にはわからないんですよ。また、授業もそのテストのためにつぶれてしまう。

私の子供も第1回目のときに受けましたけれども、その結果は9月だったか10月だったかちょっと忘れちゃったけれども、かなり後の方に結果が出るんですね。私の子供、小学校6年生のときに受けたんですけれども、全国学力状況調査の本校の結果についてということで、これは西小学校の校長先生の名前でその結果を受けたんですけれども、この日にちが、4月に受けたんですよ。4月に受けた結果が20年の1月15日。だから、ほとんどまるっと9ヵ月ぐらいたった後ですね、結果をいただいているのが。こういう状況が実はあるんですよ。ですから、学力の結果が直ちに学習内容に反映されるというものでもないんですよ、この学力テストというのは、9ヵ月も後にしか結果が出ていないんですから、いつ結果が出るんだろうと思って待ちましたけれど、私、これは保護者あてにもらった現物です。私、忘れんようにこれをとってあるんですけれども、これが実態なんですよ。だから、わざわざ受けなくてもいいようなテストなんです、ある意味では。この結果をもとに、これからの学習指導要領等をいろいろ考えていきましょうというようなテストですので、本当に受けた子供にとって学力はどうだったのかということは二の次のようなテストなんですよ。だから、授業をつぶしてまで本当は受ける必要がないというふうに私は思うんです、そういう意味では。だから、今からでも私は考え直されたらどうかなあというふうに思います。あんまり教育というのは政治に左右されちゃいかんとかいろいろ言われるわけですが、しかし、子供の立場からしても、また先生方の立場からしても、受けるメリットはないんじゃないかなあというふうに思うんですが、そこら辺どうなんでしょうかね。

議長（齊木一三君） 教育長。

教育長（長屋孝成君） 学力状況調査の件についてですけれども、まず始まったのが平成19年

度の4月だったと思います。悉皆調査でした。この結果が、私たちも8月の末に来るのではないかなあというふうに当初予定をしておったんですけれども、実際に来たのが12月ではなかったかなと思います。そこで、恐らく各家庭に状況についての家庭への報告というのが1月の中旬ぐらいのところであったと思います。当然、小6と中学校3年生でありますので、中学校の3年生につきましては、その後、状況を見て、どこが弱かったのか、どこが強かったのかを把握して、それに対応するための時間的な余裕はなかったのではないかな、そんなふうに思っております。それがだんだん早く来るようにはなりました。平成22年度につきましては、当たったところと当たっていないところがあるわけですが、当たっていないところについては、使い方等について工夫をする余地が十分あるのではないかなというふうに思っております。例えば、調査の日にちは違う日にちでもできるとか、あるいは分けてやるとか。そして採点もそれぞれの学校独自ですので、素早くそれが生かせるのではないかなというメリットは出てくるんじゃないかなということを思っております。以上です。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 就学援助金の問題で、ページ数で言いますと189ページに扶助費で要保護及び準要保護児童就学援助費、これは小学校ですね。中学校の分は197ページにありまして、小中合わせて約1,000万余の予算が組んであるわけですが、国・県の方の支出金の方を見ますと、ほとんどないですね。以前はもっとあったかと思うんですが、どうしてこんなふうになっちゃったんでしょうか。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） 今、田中議員の御質問のとおり、以前には国からの措置があったかと思えます。私は平成13年度まで、たしか以前ありましたけど、その後に国の援助が廃止されて、町独自の施策に変わったというふうに思っております。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 全くなくなったわけではなくて、ちょこっとあるんですけど、どういう割合が基準になっておるんでしょうかね。全くなくなっていりゃあ交付税算定とかってわかるんですけれども。

議長（齊木一三君） 学校教育課長。

学校教育課長（近藤孝文君） この内容につきましては、国が行っております要保護世帯へどれだけ援助するかという数字が表になって教育委員会に届いてきます。それに基づいて町の方

は援助しております。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 柘植議員。

3 番 (柘植 満君) 191ページですけれども、いよいよ北小学校の解体工事の予算が出てまいりましたけれども、今まで本当にいろんな住民の皆さんに、この後どうなるのっていろいろと御質問をいただきます。まだ考えていないということで今までずっと来ましたが、もうこういうことですので、早くこの後どういう計画をしていくのかということで、ちゃんとした形で始めていかなくはいけないというふうに思います。時間をかけて、しっかりといろんな皆さんの御意見も聞きながらということだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長 (近藤孝文君) 北小学校の平成22年度における計画について述べさせていただきます。

まず屋内運動場を、現在、学校開放で一般の方に使っていただいております。これは当然、耐震化されておまして、これを壊すというのはどうかなということもありますので、引き続き一般の方に使っていただくために、まず水道と電気について単体で動かせるようにします。というのは、現在、水道、電気につきましては校舎と一体になっております。これを屋内運動場だけ生かして使うためにキュービクルの設置等がありまして、それを行います。その後、プールを解体し、さらには校舎の解体工事に入るかと思えます。

なお、北小のプールの解体跡地、それから運動場につきましては、小口城址の内堀に当たるということで、試掘調査の方に入って行く予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、大口北小学校の跡地につきましては、一般質問でもいただいておりますけど、今後、庁舎内で検討をし、町民にとって有効な施設として利用していくという方向で計画を持っておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長 (齊木一三君) 吉田正輝議員。

1 1 番 (吉田正輝君) 177ページ、教育委員会の報酬についてちょっとお尋ねします。農業委員会の報酬についてお聞きしましたので、どうしてもこれも聞かないかということですが、農業委員会のようにいろいろと内容的にどういうことをやってみえるか。ただ月1回の会合だけか、それともいろんなことをやってみえるのか、それをちょっと教えてください。

議長 (齊木一三君) 学校教育課長。

学校教育課長 (近藤孝文君) 教育委員さんは、教育委員会における議員さんという立場で理

解していただければ結構かなと思います。月1回、定例会がございまして、それから臨時会が最低年1回あります。ですから、計13回の委員会を設けまして、なおかつその他学校行事、学校訪問、運動会、体育祭、卒業式、入学式等、諸行事に出席していただいております。ほかに、教育委員さんの意見として、意見をいただくために委員さんとして御出席願う会も設けておりますので、会としては月1回以上、2回、3回というふうになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） ちょっと抽象的な質問で申しわけありませんが、範疇としては社会教育費ぐらいに入るかなあと考えておるんですが、実は音楽会とか講演会、そういったお話でございます。昔といいまして私が子供を育てているころは、結構一流のミュージシャンですとか、文化人ですとか、いろんな方がお見えになったような気がしております。私も3回か4回は、もちろん有料でしたが、町民会館へ行って、いろんな音楽を聞いたり、いろんなお話を聞いたりした覚えがございます。最近どうもそういったことがいささか少ないような気がしておりますが、いかがなものでしょうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 文化協会の講座とかいろんな関係の、コンサートとか、講演の内容が最近では低下しているという質問だと思います。

現在は、文化協会とかその関係の発表会程度の諸事業が多く、自主的団体の発表の会を実施しているのが現況で、有名な講師を呼んでというのは、最近においては実施されていないのが現状でございます。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） 具体的にこんなことを言ってもいいかわかりませんが、昔、ウィーン少年合唱団ですとか、それから安田姉妹、何やしらの童謡の集いとかが、何かそういうやつを子供と一緒にいったような覚えがございます。今になっても時々そういう話も出ますから、いわゆる情操教育としては非常に結構なことじゃないかなあと私は思うんですけども、町長も人材育成、次世代育成、そういった意味からも、どれが一流でどれが二流かって、またこれは個人的な判断によるかもわかりませんが、ある程度はそういうことも一遍ぐらいはお考えいただきたいなあ、そんなふうに思っておりますが、いかがなものでしょうか。

議長（齊木一三君） 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長（松浦文雄君） 確かに以前は、ウィーン合唱団を呼んで開催した記憶が、私が財政におったときに担当しましたので、そのときに開催しております。その時期からといいますと、大分日にちはたっておりますけど、議員言われるように、年1回ぐらいは大きなというものも今後は検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（齊木一三君） 倉知敏美議員。

13番（倉知敏美君） 何も町民会館で見なくたって名古屋へ行きゃあ何ぼでもやっておるとは思いますが、ぜひそんなようなことも地元でやれると何か非常にうれしいような気がいたします。ぜひ前向きに御検討のほどお願いいたします。以上です。

議長（齊木一三君） 生涯教育部長。

生涯教育部長（三輪恒久君） 今、生涯教育部の参事が申し上げて、検討していくというふうにお答えをしましたが、今から20年、30年前は、大口町の町民自体が文化・芸能に非常に低い知識であったということで、そういうものをなかなか名古屋、東京へ行くということができないということから、大口町がみずからお金を使って呼んでやってきたものであります。しかし、今、大口町の町民の方も文化、さらには芸能というようなハイレベルな知識をお持ちになるようになりました。そこで文化協会が盛んになってまいりましたので、もうそういう時代ではないというように考えておりますので、今後は文化協会に力を入れて、文化協会みずから町民の皆さんに自分たちのそうした習得したものを提供して、文化、さらには芸能を、大口町に盛んにさせていく。そうしたものがそれぞれの町の発展につながるのではないかなというふうに私は思っております。

一つ例を挙げれば、河北の木遣りである、さらには上小口の太鼓と、これは非常に残していかなくちゃならんものです。ぜひともそういうものに力を入れていきたいということであって、先ほど生涯教育部参事が申し上げたように、検討するということは、それを呼ぶ検討じゃなくして、大口町の町民の方がみずからされることに力を入れていくという検討でありますので、よろしく願いをいたします。

議長（齊木一三君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 以上で、款10.教育費の質疑を終了いたします。

続いて、款11.災害復旧費から款14.予備費まで及び給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書についてまで、予算に関する説明書の222ページから238ページまでであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) ないようですので、以上で議案第19号 平成22年度大口町一般会計予算の質疑を終了いたします。

散会の宣告

議長(齊木一三君) それでは質疑の途中ですが、本日の日程はこれをもって終了いたします。

引き続き、9日火曜日午前9時30分から本会議を再開し、質疑を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

(午後 4時20分)

